

枚方市 子ども・若者育成計画

～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～

第2期



令和5（2023）年3月

枚方市

はじめに



枚方市では、ひきこもりやニート、不登校の子ども・若者を早い段階から相談につなげ、自立に向けた支援を行うため、平成25年5月に「枚方市子ども・若者育成計画」を策定しました。平成29年度には、複合性・複雑性を増した子ども・若者の有する課題に対して、重層的な支援の充実が求められる中、より総合的かつ計画的な支援を推進するため、計画の改定版を策定し、さまざまな施策を推進してまいりました。

内閣府が行った「若者の生活に関する調査」によると、15歳から39歳までの子ども・若者のひきこもりが長期化していることが指摘されており、また、就労面に目を向けると、全国の若者失業率は減少傾向にありましたが、令和元年度以降は、緩やかに増加傾向となっています。

国においては、令和3年に「子供・若者育成支援推進大綱」が第3次の大綱として策定され、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総がかりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくとされています。

このような状況の下、ひきこもり等の子ども・若者の多くがまだ相談支援につながない実態や小中学生の不登校の増加など、顕在化してきた様々な課題等を踏まえて「枚方市子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～(第2期)」を策定し、ひきこもり・ニート等の対策を中心に令和5年度以降の取り組みを展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました枚方市青少年問題協議会委員の皆様をはじめ、枚方市子ども・若者支援地域協議会代表者会議及びひきこもり等地域支援ネットワーク会議の関係機関の皆様、アンケート調査等を通じて、貴重なご意見をくださいました多くの方々から心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

枚方市長 **伏見隆**

目次

第1章 計画の改定にあたって

1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1. 人口の動向	4
2. 就労等の状況	5
3. 若者無業者(ニート)、ひきこもり、不登校等の状況	7
4. 調査等からみるひきこもり等に関する実態について	11
(1) 枚方市「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」(令和4年7月実施)	
(2) 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用している若者へのアンケート調査(概要)	

第3章 これまでの取り組みの成果と課題

1. 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの相談状況	23
2. 基本方向に沿った取り組みの成果と課題	26

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	30
2. 計画の基本方向	31
3. 計画の体系	33

第5章 計画の内容

基本方向Ⅰ 困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化	
施策目標1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立	34
施策目標2 相談体制の充実	36
基本方向Ⅱ 困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立	
施策目標3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進	39
施策目標4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実	44
施策目標5 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進	46
基本方向Ⅲ 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり	
施策目標6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備	49
施策目標7 多様な関係機関による支援ネットワークの構築	51

第6章 計画の推進

1. 計画の推進と進行管理	54
---------------	----

参考資料	56
------	----

コラム

- 1 相談支援の例「学校との“作戦会議”でつながる」…………… 35
- 2 市内にある相談窓口を分かりやすく紹介 ～枚方市青少年サポートマップ～…………… 36
- 3 相談支援の例「さまざまな背景により複雑化している相談にチームで対応」…………… 38
- 4 相談支援の例「当事者どうしのつながりが一歩を踏み出すきっかけに」…………… 40
- 5 ‘スモールステップで’社会とのつながりを築く ～居場所支援「ひらぼ」～…………… 41
- 6 当事者としての家族の居場所 ～枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会～…………… 43
- 7 社会参加という居場所の先にある就労 ～生活困窮者等就労準備支援事業～…………… 44
- 8 一人ひとりに合った就労支援 ～北河内地域若者サポートステーション～…………… 45
- 9 学校に行きたくても行けない子どもたちの 心の居場所 ～ルポ～…………… 47
- 10 さまざまな進路の選択肢 ～通信制高校～…………… 48
- 11 相談支援の例「若者本人を支える家族を社会で支える」…………… 50
- 12 必要としている人に適した情報を届けるための、顔の見える関係づくり

～枚方市子ども・若者支援地域協議会～（ひきこもり等地域支援ネットワーク会議）…………… 51

※「相談支援の例」は、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの相談の流れがイメージしやすいようにまとめたものです。事例は、個人が特定されないよう、要旨を妨げない範囲で加工しています。

相談先一覧

- 子ども・若者のみなさんやご家族が、身近に相談できる場所がたくさんあります…………… 52



この計画書の表紙等の絵は、
枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを
利用している当事者の方が描かれています。



第1章 計画の策定にあたって

1. 背景

本市では、子ども・若者のひきこもり・ニート等の支援を進めるため、平成24年6月に「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を、平成25年4月に「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置しました。同年5月には、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～」を、平成30年3月にはその改定版（以下、「現行計画」）を策定し、施策を推進してきました。同時に、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を「枚方市子ども・若者支援地域協議会」と位置づけ、関係機関との連携の充実も進めてきました。

令和4年度に成人年齢が18歳に引き下げられるなど若者を取り巻く社会環境が変化するとともに、ひきこもりの高年齢化や長期化に伴う「8050問題」や小学校・中学校における不登校件数の増加、コロナ禍の影響による孤独・孤立などひきこもり・ニート等に係る様々な課題や問題が顕在化している中、令和3年4月に、国において、子ども・若者育成支援推進法（平成22年施行）に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が、第3次の大綱として定められました。そこでは、法施行後10年が経過し、各分野の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍において、子ども・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増しているとされ、「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指す」とされています。

本市における相談支援センターの延べ相談対応件数は年々増加しており（H29:2,558件、H30:2,934件、R1:3,209件）、さまざまな支援を積み重ね、居場所づくりや家族支援、関係機関とのネットワークの充実も進めてきました。一方、コロナ禍により、令和2年度は延べ相談対応件数が2,843件と減少し、状況の深刻さが増していく中、支援を必要としている人が孤立しないよう繋がりを維持していくことが求められています。このような社会の状況と、本市での取り組みから新たに増えてきた課題を踏まえて、現行計画の後継計画として策定します。

なお、本計画は子供・若者育成支援推進大綱などを勘案し、策定しているところですが、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」を「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画と位置づけ、大綱に盛り込まれている児童虐待やいじめ、子どもの貧困など、子どもの課題に幅広く対応していることから、引き続き、ひきこもり、ニート等の支援を主とする計画として、取り組みを推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」、「大阪府子ども総合計画」および枚方市の上位計画である「枚方市総合計画」を踏まえて作成します。また、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」や「枚方市地域福祉計画」などの関連する計画と整合性を図りながら関連施策を総合的に推進します。

3. 計画の対象

本計画の対象は、主にひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校状態の子ども・若者（※）で義務教育終了後（15歳）から30歳代までで、その家族も対象とします。なお、ひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校として国が定めている定義は次のとおりで、本計画において使用する場合に準用します。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念。＜厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より＞

① 狭義のひきこもり	・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける
② 準ひきこもり	ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③ 広義のひきこもり	① + ②

＜内閣府「若者の生活に関する調査より」＞

若年無業者（ニート）

15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者＜厚生労働省＞

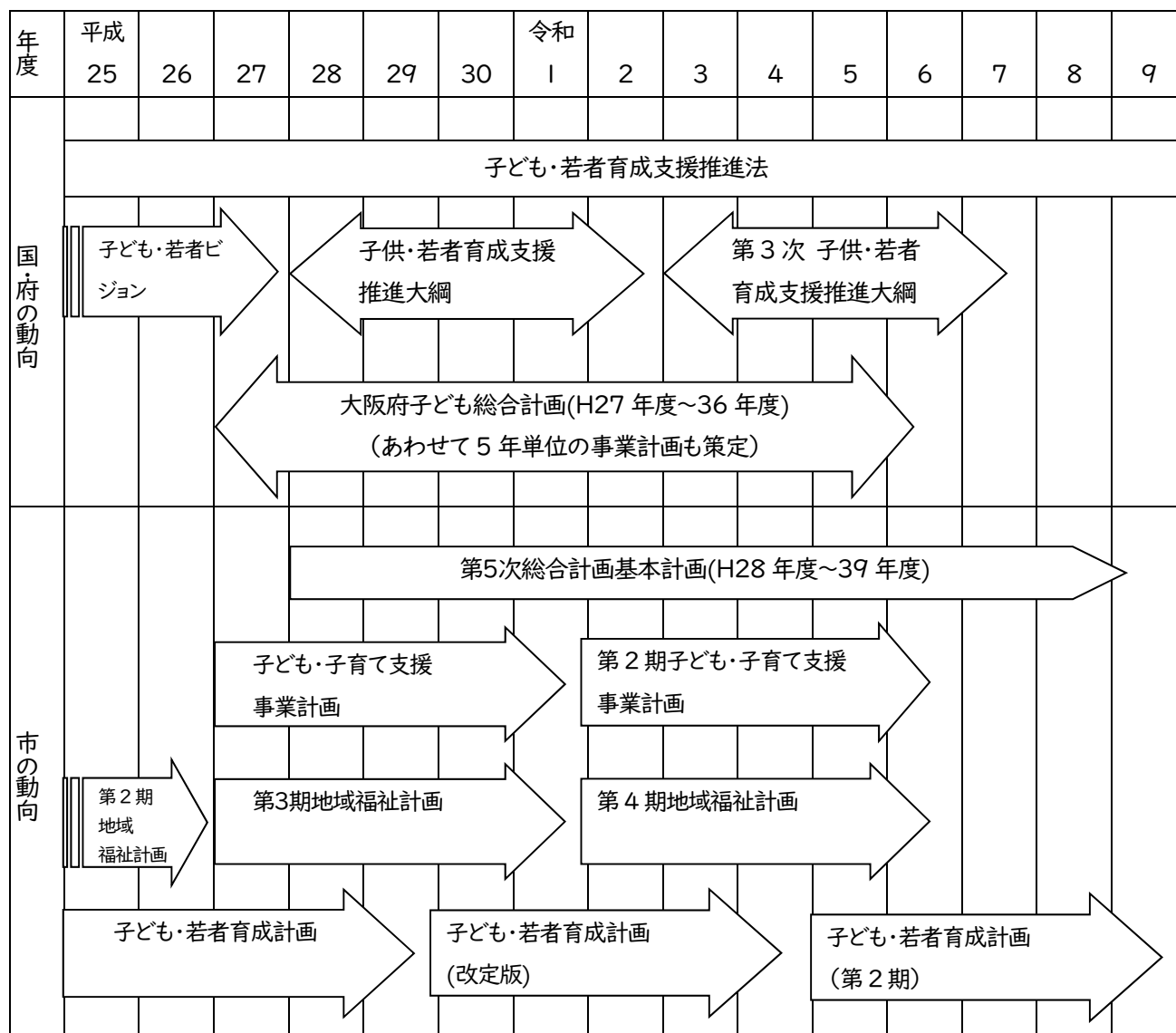
不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの＜文部科学省＞

（※）子ども・若者の呼称・年齢区分は法令によってさまざまであることから、施策によって「青少年」、「児童・生徒」等の用語を使用しています。

4. 計画の期間

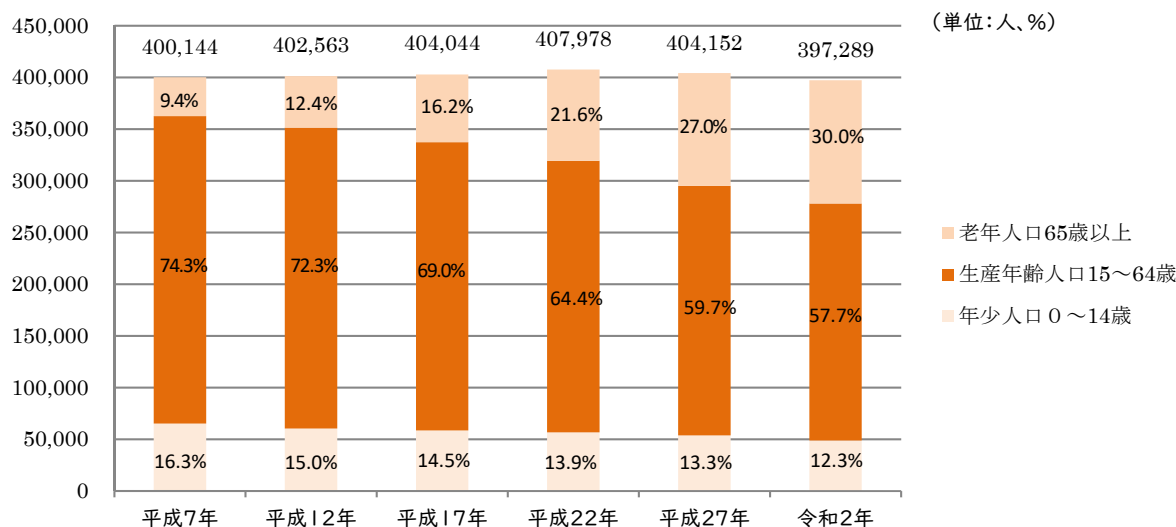
計画の期間は、「子供・若者育成支援推進大綱」が概ね5年を目途に見直しを行うとしていること、「大阪府子ども総合計画」の事業計画が5年の計画となっていることから、概ね5年で見直しを行います。



第2章 子ども・若者を取り巻く状況

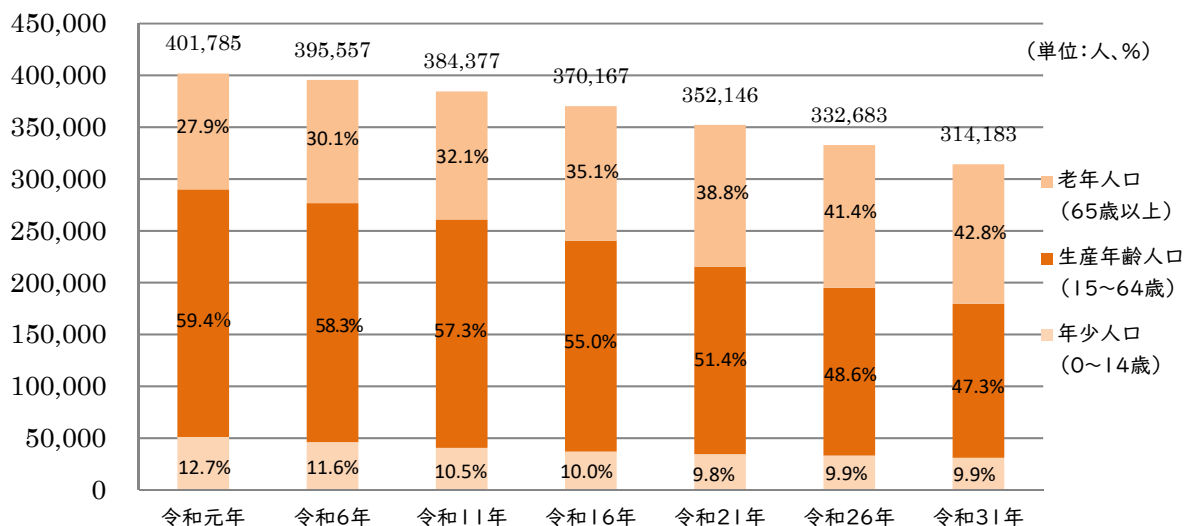
1. 人口の動向

【枚方市の総人口の推移(年齢3区分別)】



資料:令和2年国勢調査

【枚方市の人口推計結果(年齢3区分別人口推計比率)】

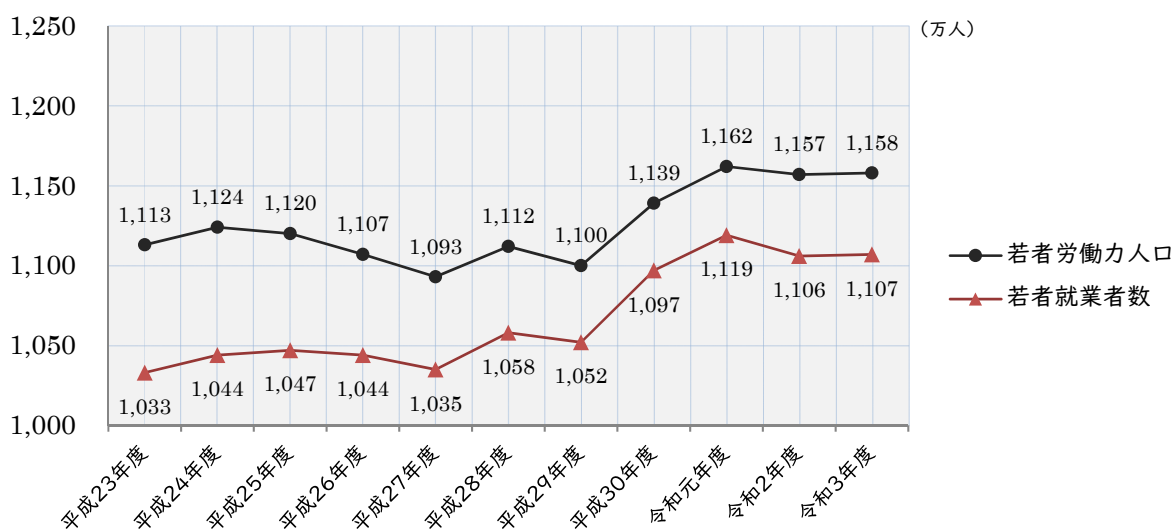


資料:枚方市人口推計調査報告書 令和2年2月

本市の人口については、平成21年をピークに減少に転じ、微減傾向が続いています。本市が行った将来人口推計では、令和元年から令和31年までに約87,600人の減少が予想されます。年齢階層別では、年少人口及び生産年齢人口は減り続ける一方で、高齢人口の比率は、令和元年では27.9%ですが、令和26年には40%を超え、少子高齢化がさらに進んでいくことが見込まれます。

2. 就労等の状況

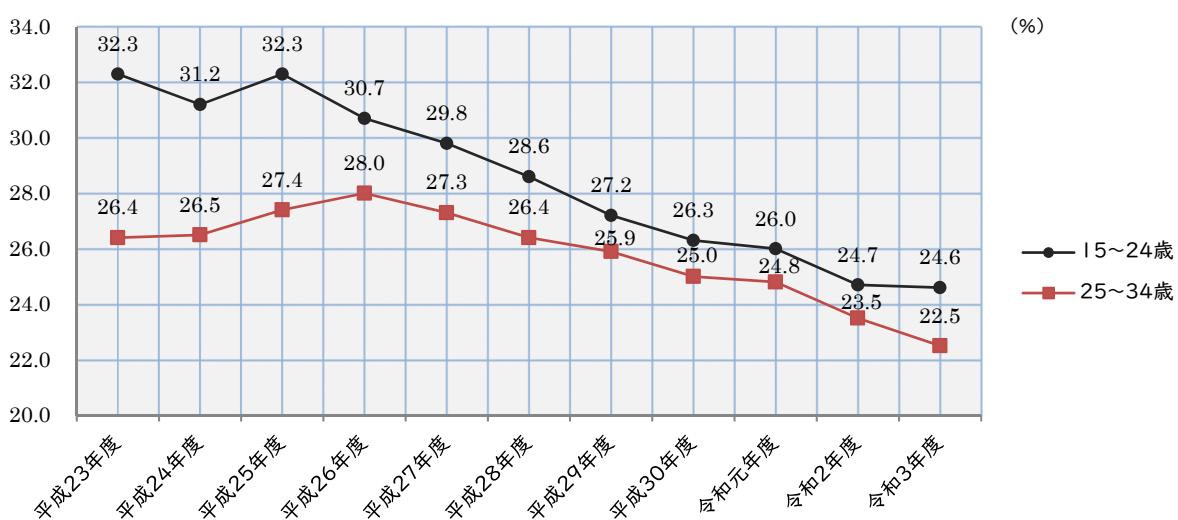
【全国の若者労働力人口等の推移】



資料:総務省「労働力調査」

労働力人口とは、15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた数値です。このうち、若者の労働力人口(15歳~29歳)は就業者数とあわせて横ばいで推移していましたが、平成30年度、令和元年度にかけてわずかに増加し、その後横ばいで推移しています。

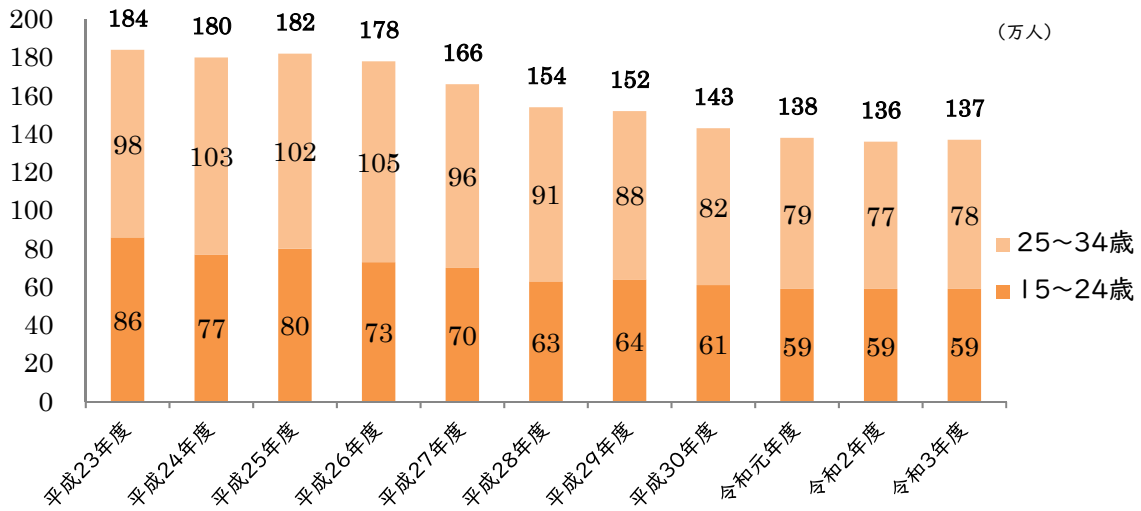
【全国の若者の正規職員等以外(非正規職員等)の雇用者比率の推移】



資料:総務省「労働力調査」

若者の雇用者(役員を除く)に占める非正規職員等の割合は、平成27年度以降、減少傾向で推移しています。

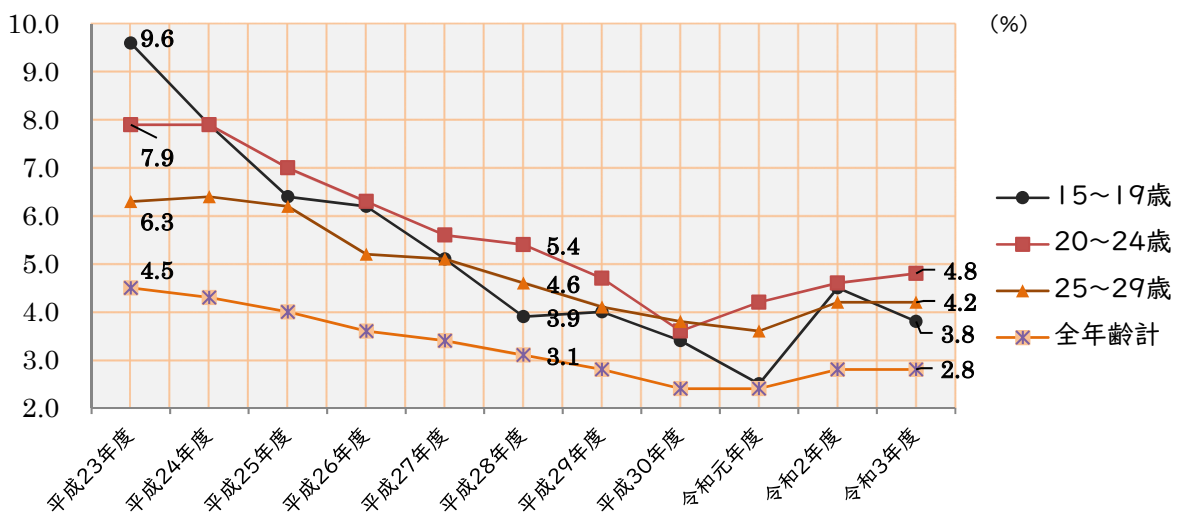
【全国のフリーターの人数の推移】



資料:総務省「労働力調査」

フリーターとは15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等をしていない者です。フリーターの人数の推移としては、平成26年度頃までおおむね横ばいで推移していたのが、減少傾向になり、令和元年度以降は横ばいで推移しています。

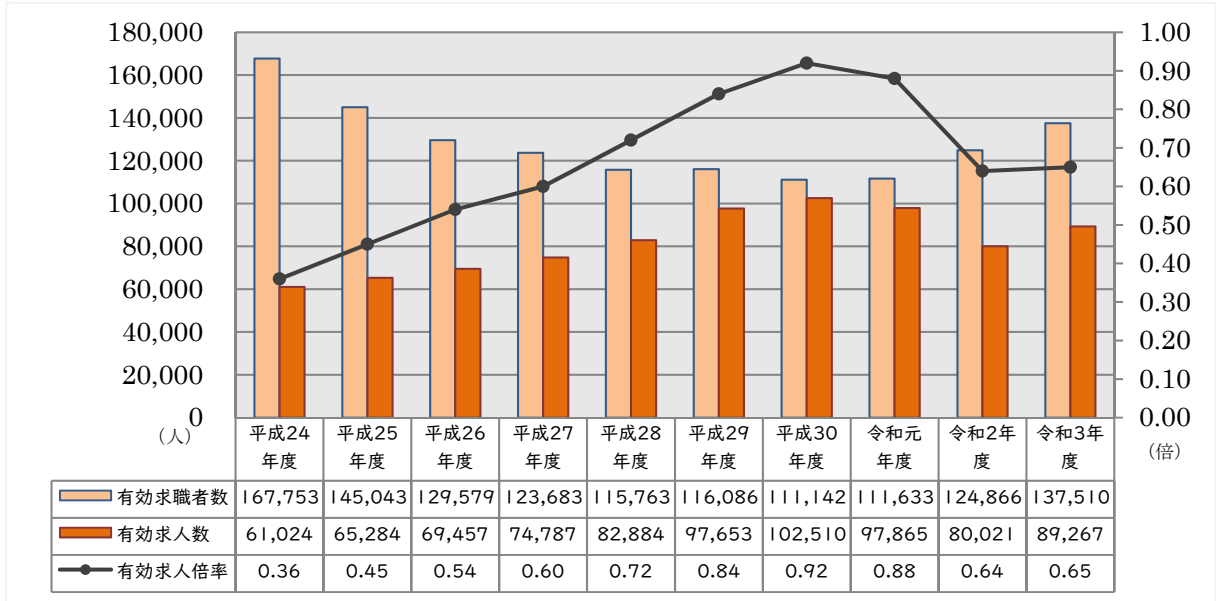
【全国の若者失業率の推移】



資料:総務省「労働力調査」

若者失業率については、平成25年度以降、景況感の回復基調に伴う労働市場の変化もあり、全体平均と共に若年層の失業率も減少傾向にありましたが、令和元年度以降、緩やかに増加傾向となっています。

【ハローワーク枚方管内の有効求人・有効求職・有効求人倍率の推移（年間計）】

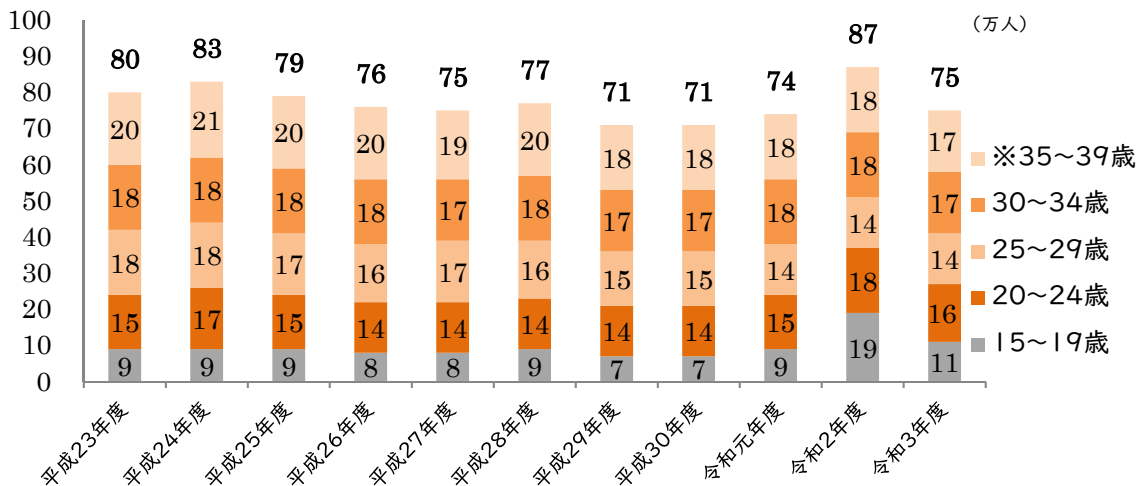


資料提供:ハローワーク枚方

ハローワーク枚方管内の有効求職者数は、平成24年度以降減少していましたが、令和元年度以降、増加傾向にあります。また有効求人数及び有効求人倍率は平成30年度をピークに減少傾向にあります。

3. 若者無業者（ニート）、ひきこもり、不登校等の状況

【全国の若者無業者（ニート）数の推移】



※ニートの定義の中には35~39歳は含まれない。参考値として紹介されている。資料:総務省「労働力調査」

※それぞれの内訳については千人単位を四捨五入しているため合計と一致しない。

若年無業者（ニート）は、いずれの年代もほぼ横ばいの状態が続いていましたが、令和2年度では特に15歳~19歳の年代で一時的に増加しています。本市においては令和4年4月1日現在の15~39歳の総数(97,203人)をもとに算出すると、2,278人と推計されます。

【ひきこもりの推計値】

狭義のひきこもりと準ひきこもりを足した広義のひきこもりは、平成 27 年度に内閣府が実施した調査によると、全国でおよそ 54 万人いると推計されています。

本市において、令和 4 年 4 月 1 日現在の 15~39 歳の総数(97,203 人)をもとに算出すると、1,526 人と推計されます。

◎ 平成 27 年度 内閣府「若者の生活に関する調査」より推計

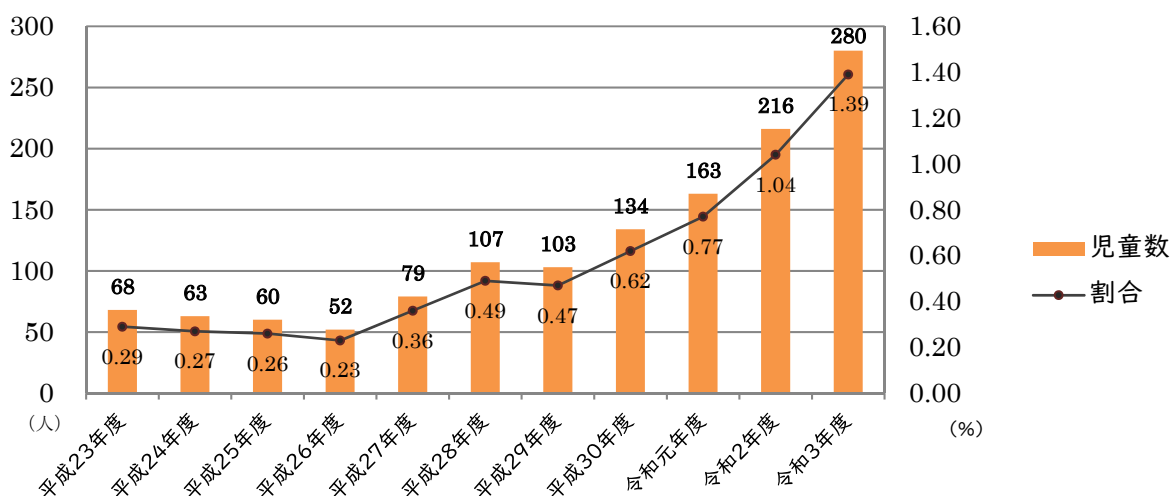
	有効回答率に 占める割合	枚方市の推計値 【()内は全国の推計値】	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	156 人(5.5 万人)	狭義の ひきこもり 496 人 (17.6 万人)
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには 出かける	0.35%	340 人(12.1 万人)	
ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用 事の時だけ外出する	1.06%	準ひきこもり 1,030 人(36.5 万人)	
枚方市の 15~39 歳の総数 97,203 人 (令和 4 年 4 月 1 日 住民基本台帳より)	上記割合の合計 1.57%	広義のひきこもり 1,526 人(54.1 万人)	

※ 参考:平成 22 年度 内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」より

	有効回答率に 占める割合	枚方市の推計値 【()内は全国の推計値】	
自室からほとんど出ない	0.12%	143 人(4.7 万人)	狭義の ひきこもり 727 人 (23.6 万人)
自室からは出るが家からは出ない	0.09%	107 人(3.5 万人)	
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには 出かける	0.40%	477 人(15.3 万人)	
ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用 事の時だけ外出する	1.19%	準ひきこもり 1,420 人(46 万人)	
枚方市の 15~39 歳の総数 119,348 人 (平成 25 年 1 月 1 日 住民基本台帳より)	上記割合の合計 1.79%	広義のひきこもり 2,136(69.6 万人)	

【枚方市及び大阪府の不登校児童・生徒数の推移】

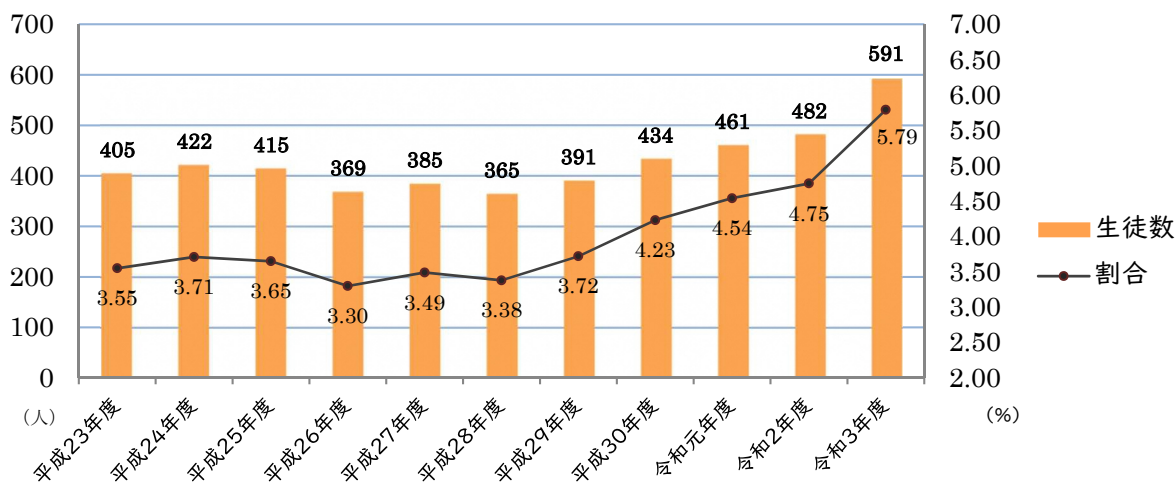
◎小学校



資料:市児童生徒支援課

枚方市の公立小学校45校(令和3年度)の不登校児童数とその割合は、平成23年度以降、横ばいで推移していましたが、平成27年度以降は増加傾向にあります。令和3年度の不登校児童数は280人で、1校あたりに平均するとおよそ6人となっています。

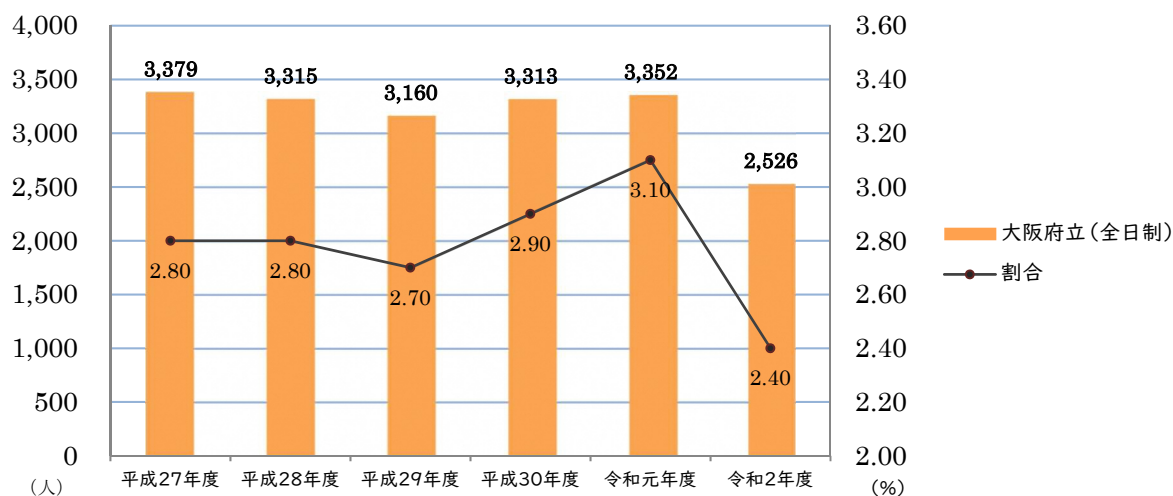
◎中学校



資料:市児童生徒支援課

枚方市の公立中学校19校の不登校生徒数の割合は近年減少傾向にありましたが、平成29年度以降、増加傾向にあり、令和3年度の不登校生徒数は591人で、1校あたりで平均すると、およそ31人となっています。

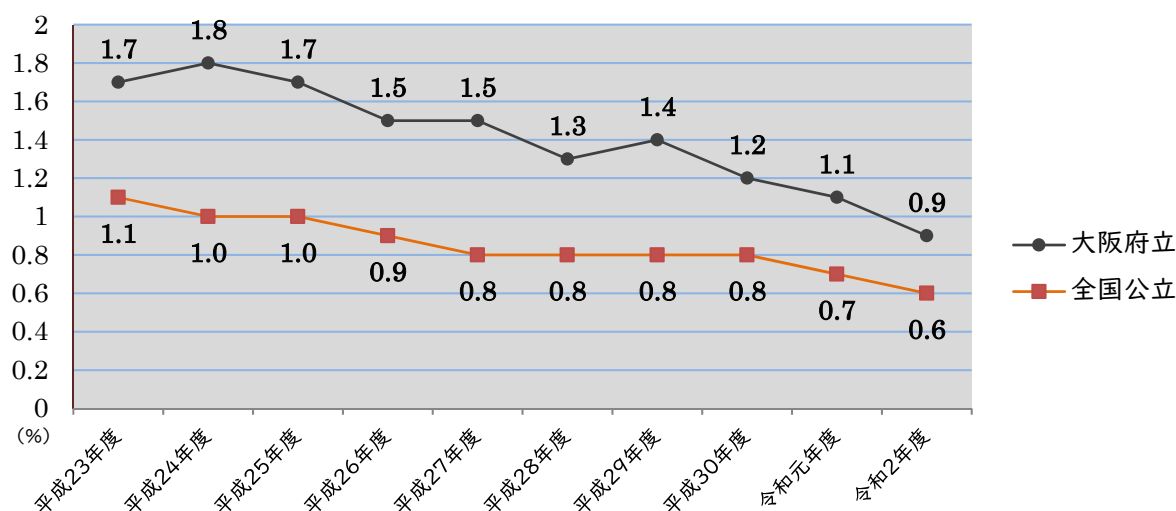
◎高等学校(大阪府立全日制高等学校)



資料:大阪府 今後の府立高校のあり方等について

大阪府立高等学校(全日制課程)の不登校生徒数及び割合は、平成24年度をピークに減少傾向にありましたが、平成30年度以降は増加し、令和2年度は再び減少に転じました。

《参考:高等学校(全日制)の中途退学の状況》



資料:大阪府 今後の府立高校のあり方等について

高等学校の中途退学の割合は、全国・大阪府ともに緩やかな減少傾向にあります。大阪府と全国の割合を比較すると、依然として、大阪府において高い状況が続いています。

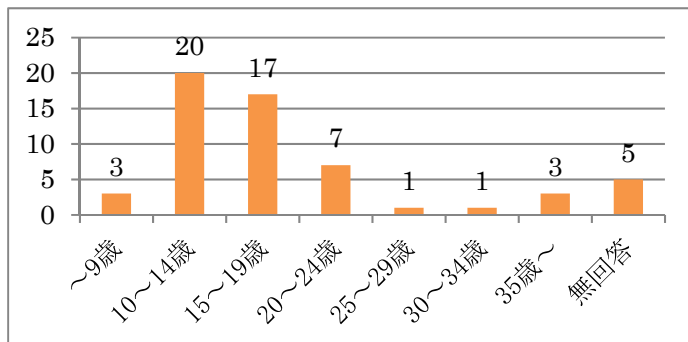
4. 調査等からみるひきこもり等に関する実態について

(1) 枚方市「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」(令和4年7月実施)

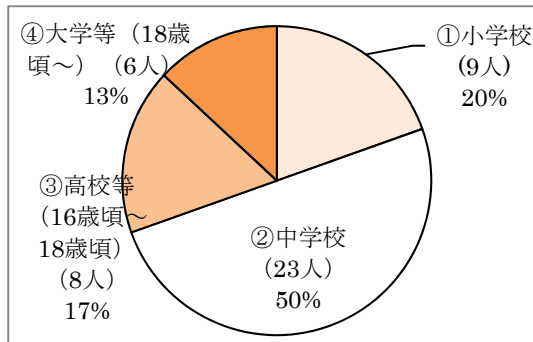
枚方市内で活動するひきこもり・不登校の子どもを持つ家族会の会員(市外会員も含む)を対象に実施。調査方法は、各家族会の代表者から会員に調査票等を配布し、郵送およびオンラインにより回答いただきました。配布数132部のうち57部を回収。回収率は43.2%。

①子ども(当事者)・家族について

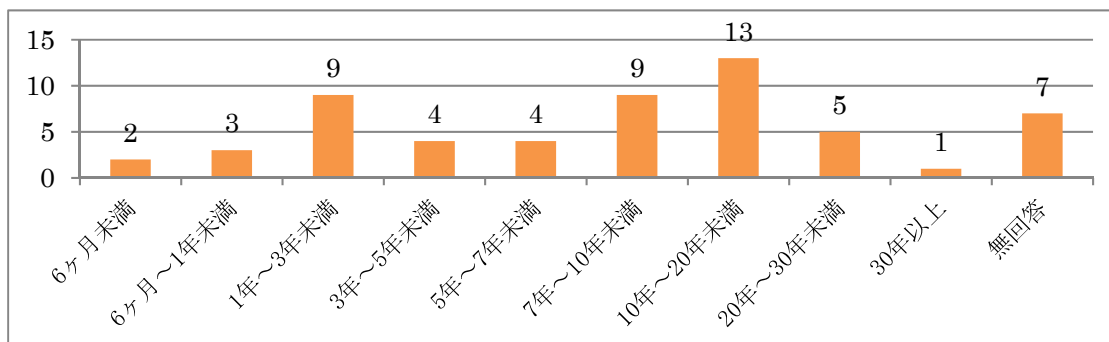
【子どもがひきこもり始めた年齢(57人)】



【不登校の状態になった時期(46人)】



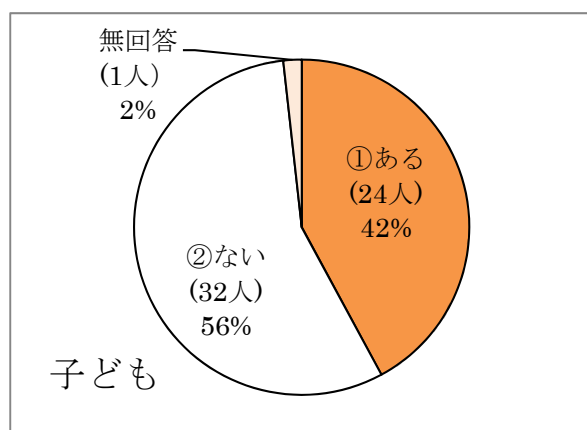
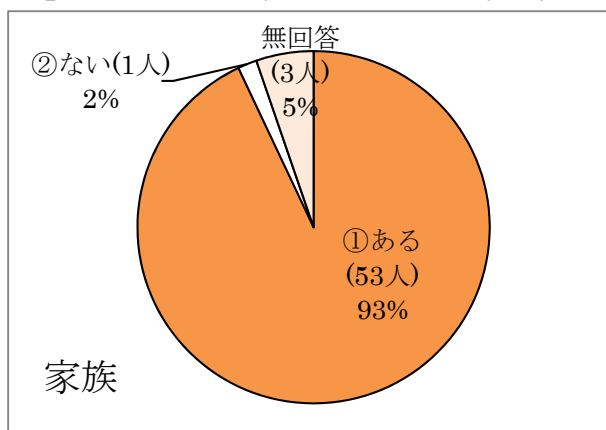
【ひきこもった状態となった期間(57人)】



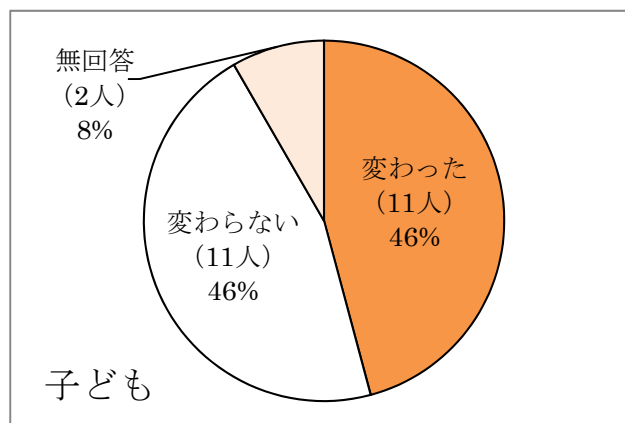
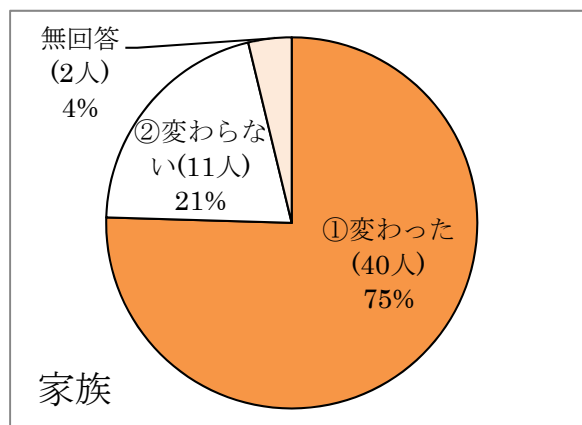
およそ7割が10代でひきこもり状態となっており、3割以上が10年以上ひきこもっています。この傾向は前回調査(平成29年7月実施)とほぼ同様の傾向となっています。

また、不登校状態となった時期については、中学校の頃が半数となっています。

【ひきこもった時期における相談の有無(57人)】

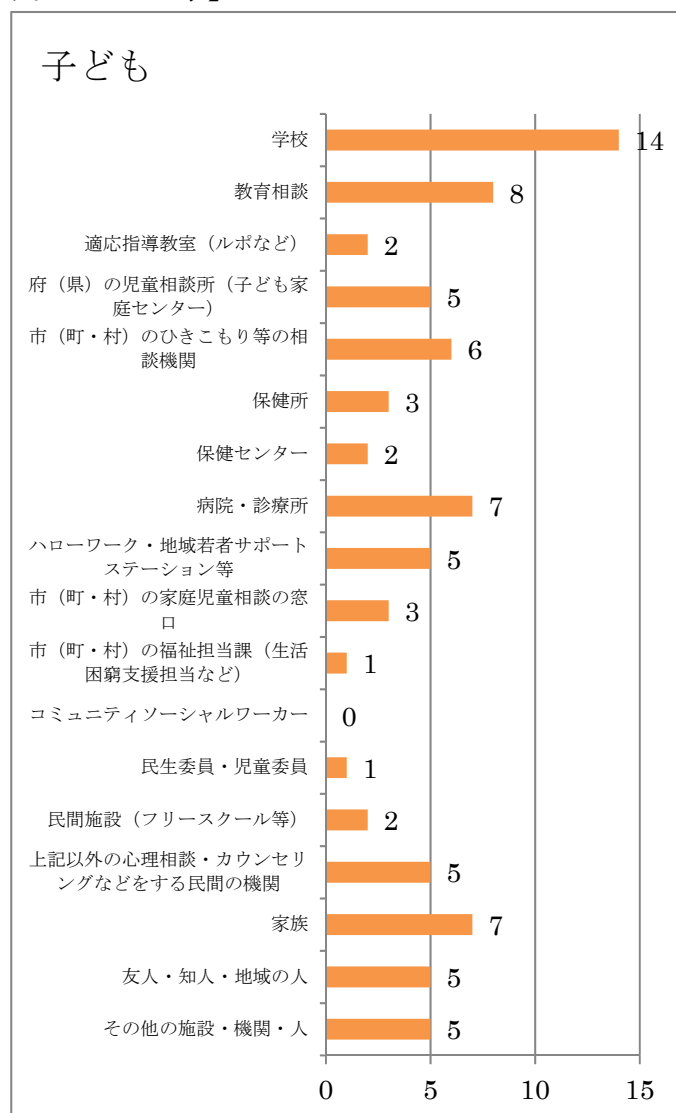
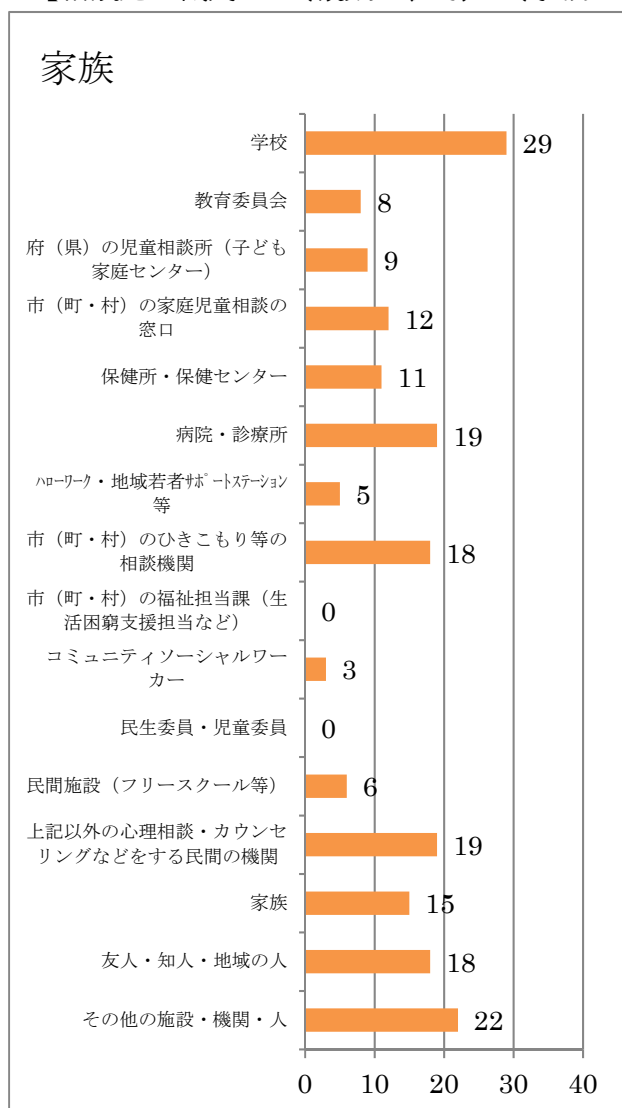


【相談機関につながった結果、変化の有無(相談機関につながった家族 53人、子ども 24人を集計)】



90%以上の家族が相談機関等の相談につながっており(いた)、その結果、75%の方が変化を自覚しています。一方、子どもが相談につながっている(いた)のは、半数以下であり、子どもが変化したと感じたのは46%となっています。この傾向は、前回調査とほぼ同様となっています。

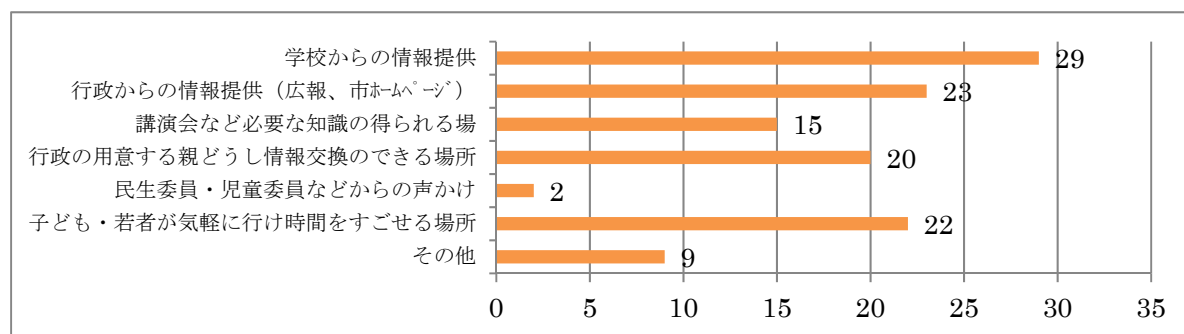
【相談先の機関や人(複数回答可) (家族 53人、子ども 24人)】



家族の相談先について、「学校」に相談している方が 54.7%で最も多く、次いで「その他の施設等」が 41.5%、「病院」、「民間施設」がそれぞれ 35.8%となっています。前回調査においても、「学校」、「その他の施設等」がともに 51.9%で最も多くなっていましたが、今回調査では「学校」が 2.8 ポイント増加、「その他の施設等」が 10.4 ポイント減少しています。

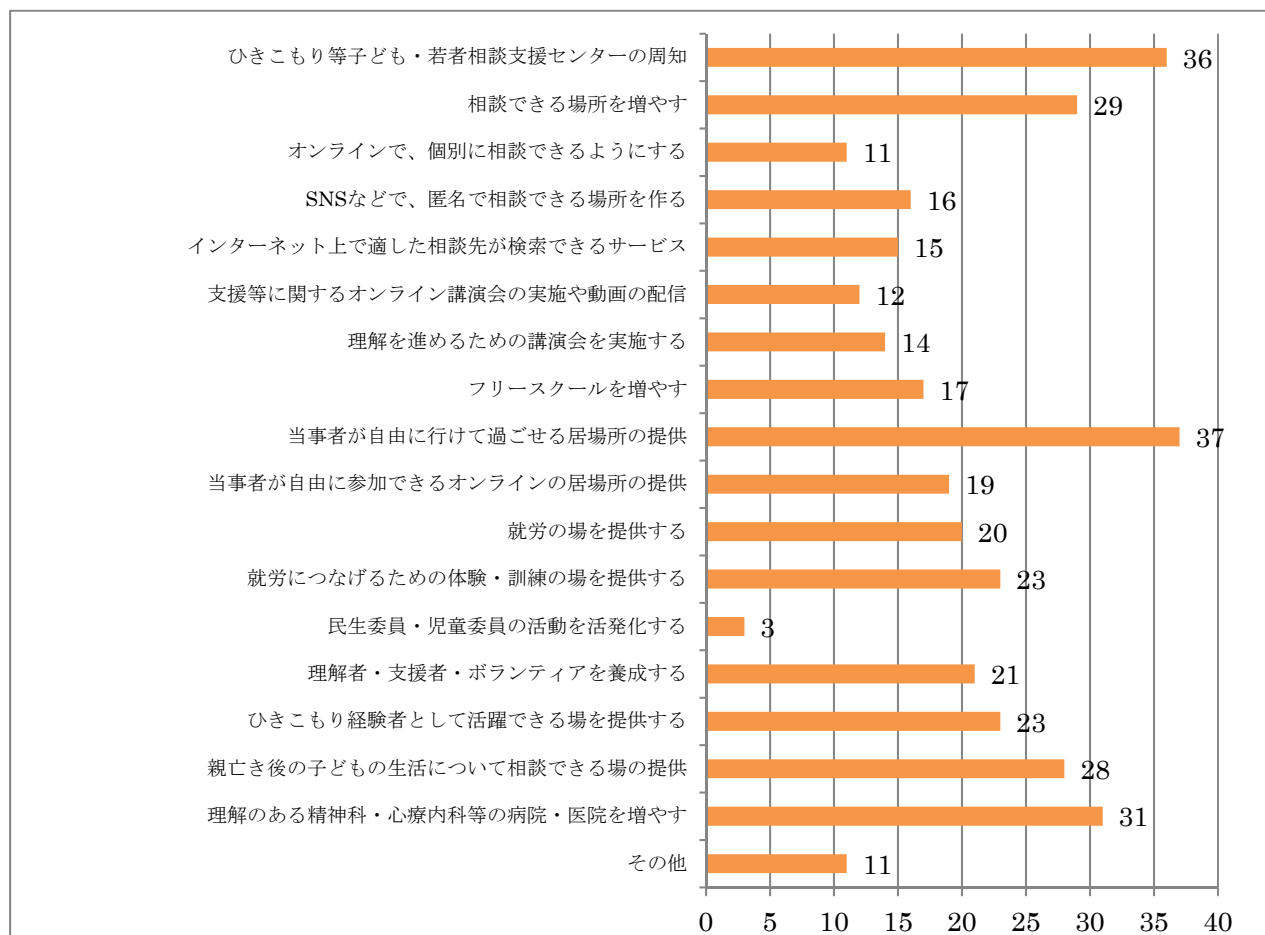
子どもの相談先について、「学校」が 58.3%で最も多く、次いで、「教育相談」が 33.3%、「病院」、「家族」がそれぞれ 29.2%となっています。前回調査では、「病院」が 44.8%と最も多く、次いで「学校」が 41.4%でした。今回調査では「学校」が約 17 ポイント増加、「病院」が約 16 ポイント減少しています。

【相談機関につながるまでにあつたらよかった施策や働きかけ(複数回答可)】



「学校からの情報提供」が最も多く、次いで「行政からの情報提供」、「子ども・若者が時間を過ごせる場」が求められています。この傾向は、前回調査とほぼ同様となっています。

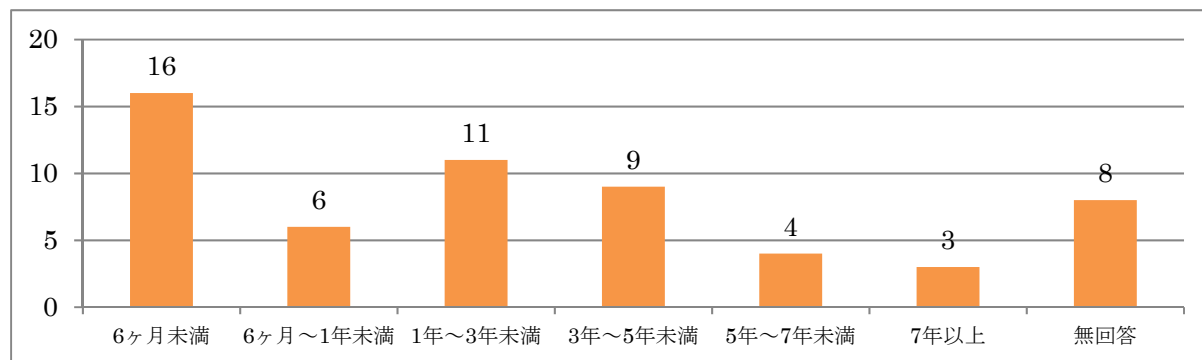
【今後、期待できる施策等(複数回答可)】



「子ども・若者が過ごせる場の提供」、「ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの周知」、「理解のある医療機関を増やす」、「相談できる場所を増やす」などが多くの方に求められています。この傾向は、前回調査とほぼ同様となっています。

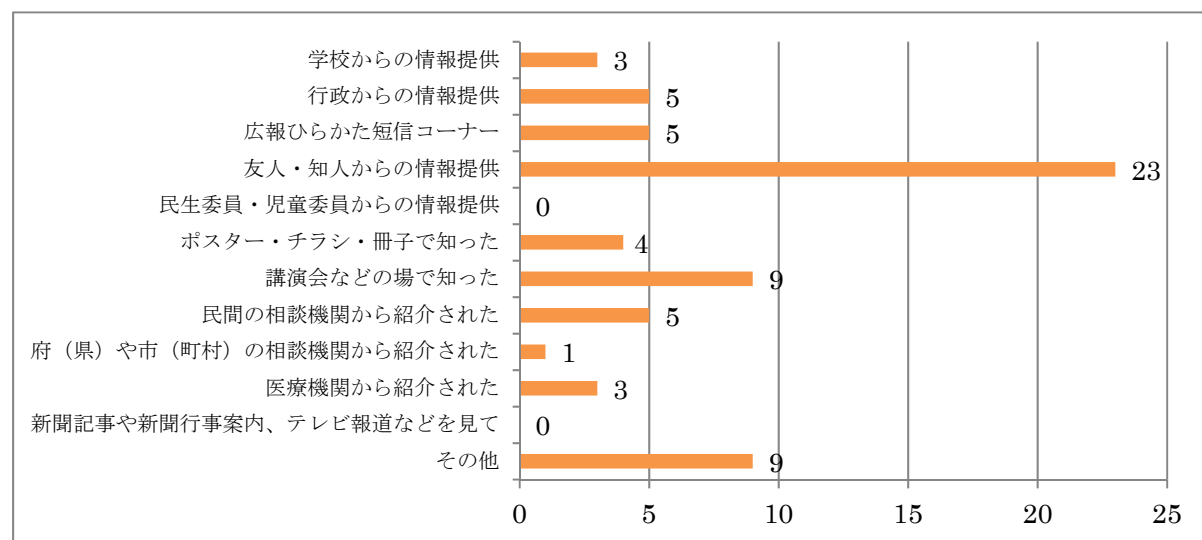
②家族会について

【子どもがひきこもってから家族会につながるまでの期間（57人）】



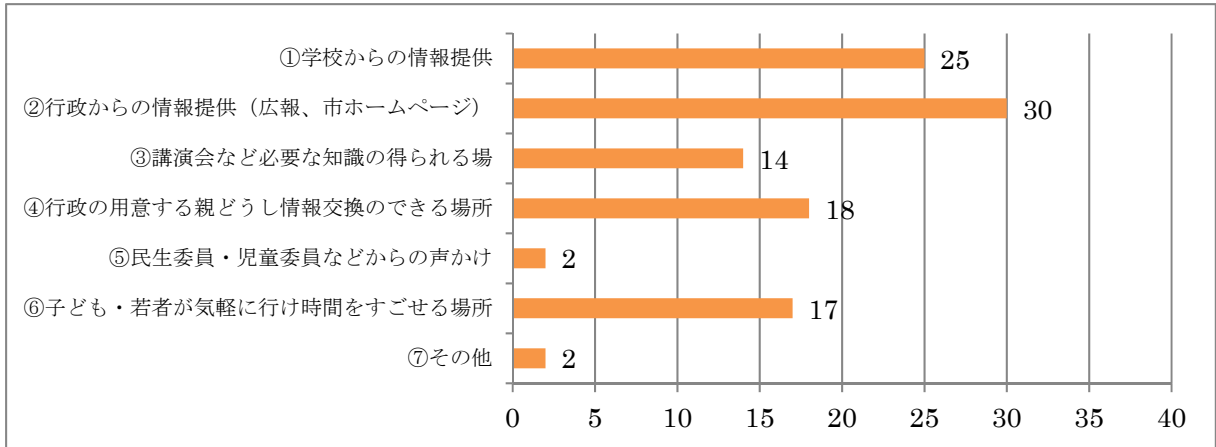
子どもがひきこもってから1年以内に4割程度の家族が家族会につながっています。前回調査に比べて、3年以上の割合が約20ポイント増加しています。

【家族会につながったきっかけ(複数回答可)】



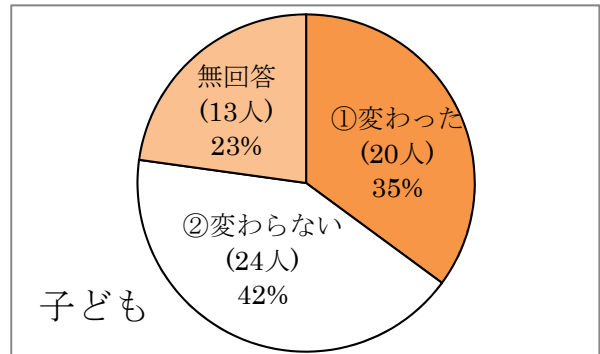
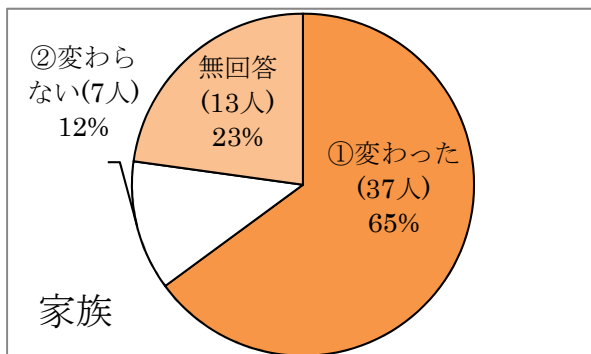
4割程度の家族が、友人・知人などから家族会に関する情報を得ています。一方で、行政の相談機関などの公的な機関による情報提供からはあまりつながっていないことがわかります。この傾向は、前回調査とほぼ同様となっています。

【家族会につながるまでにあつたらよかった施策や働きかけ(複数回答可) (57人)】



「行政からの情報提供」が最も多くなっていますが、「相談機関」につながるまでにあつたらよかった施策と同様に、学校や行政への期待の高さがうかがえます。この傾向は、前回調査とほぼ同様となっています。

【家族会につながった結果、子どもや家族の変化 (57人)】



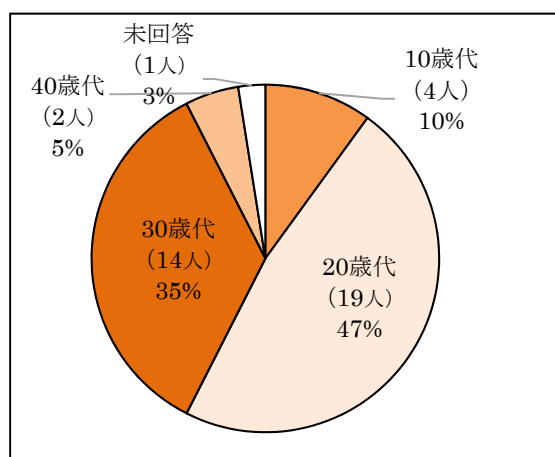
家族会につながったことによって、6割以上の家族が変化を感じていますが、4割程度は子どもに変化がないと感じています。前回調査よりも家族が変わったと感じている割合は24ポイント減少し、子どもが変わったと感じている割合は21ポイント減少しています。

(2) 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用している若者へのアンケート調査
(概要)

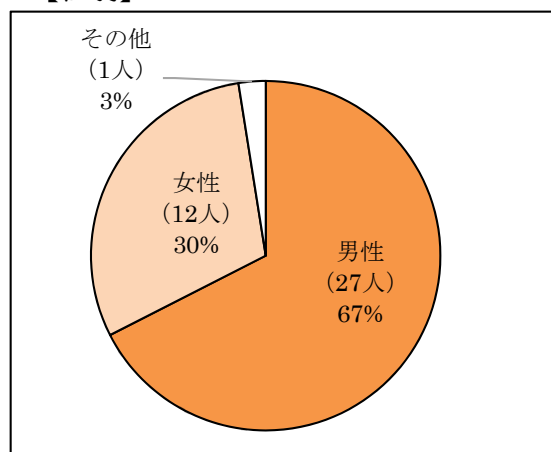
ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、当事者の実情や思いを理解することを目的に、当センターの利用者へのアンケート調査を実施しています。

この集計結果は、令和4年6月から8月までの間で、担当相談員から案内した配布数 59 部のうち、郵送または窓口、必要に応じ面接相談の中での聴き取り、オンラインにて回答を得た 40 部 (回答率 67.8%) についてまとめたものです。

【年齢】

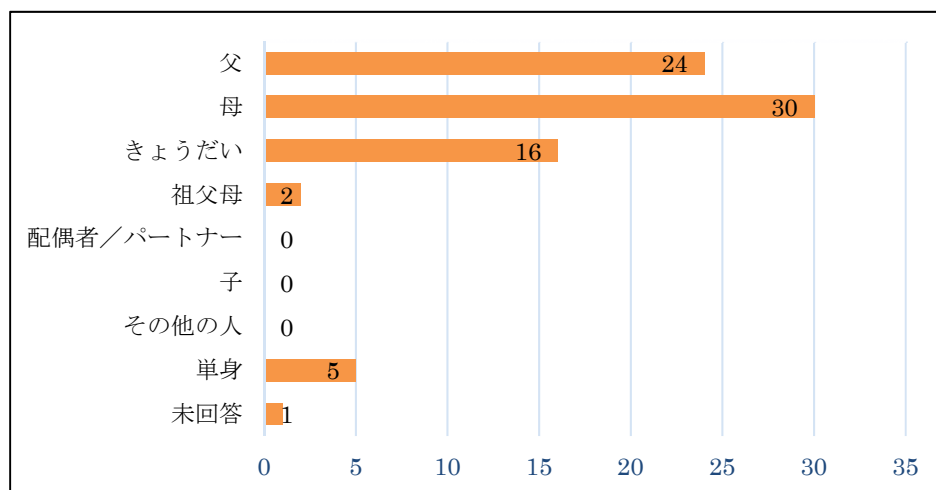


【性別】



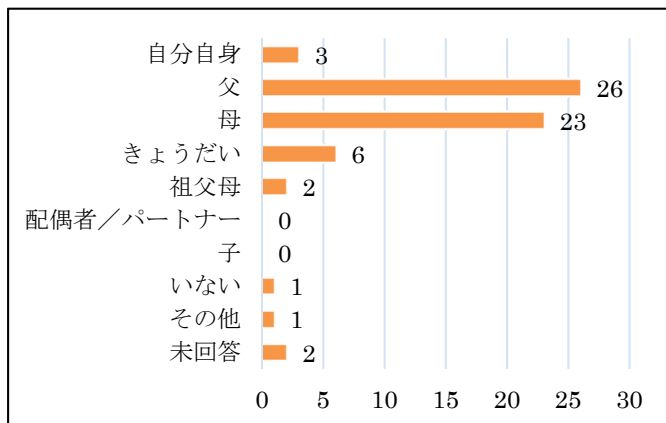
回答者の年齢層は、10歳代が10%、20歳代が47%、30歳代が35%、40歳代が5%でした。また、男性が67%、女性が30%、その他3%でした。

【同居者】

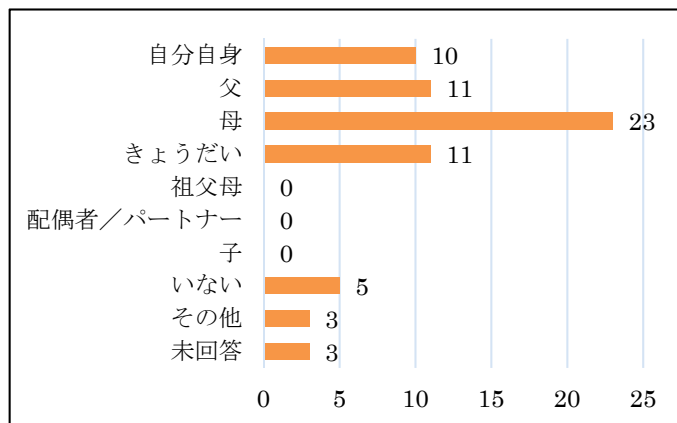


同居人数は、3人世帯が40%と最も多く、次いで4人世帯が23%、単身世帯と2人世帯が12%ずつでした。同居者としては、母、父、きょうだいの順で多くなっています。

【経済的に支えている人】

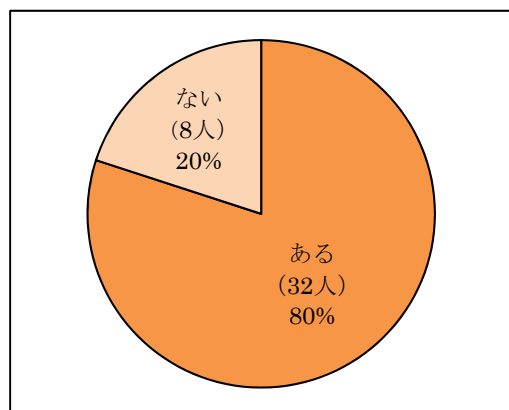


【精神的に支えている人】

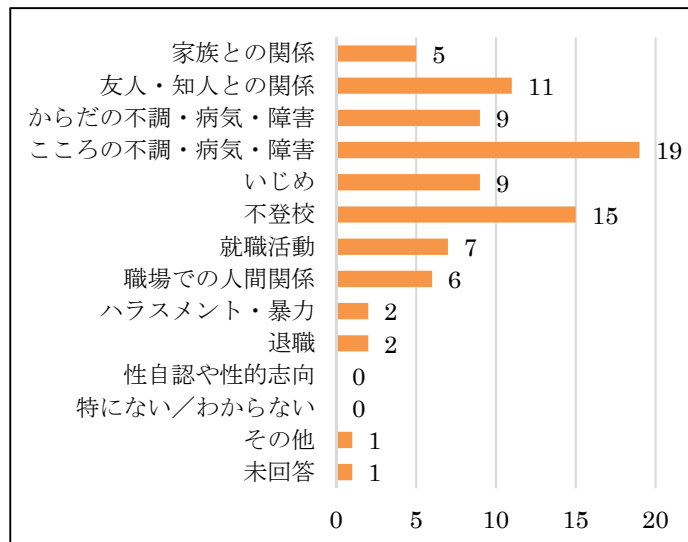


経済的に支えている人は、「父」「母」が多くなっています。精神的に支えている人は、「母」が多く、一方で「いない」と答えた人も5人いました。

【ひきこもりの経験】

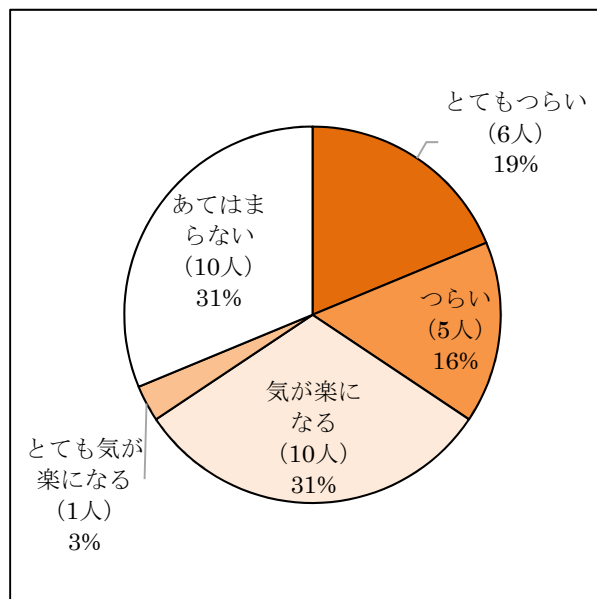


【ひきこもりの原因やきっかけ(複数回答可)】



これまでに「ひきこもりだったことがある」と答えた人が思う、その原因やきっかけは、「こころの不調」が最も多く、次に「不登校」、「友人、知人との関係」と続きます。また、原因やきっかけは、ひとつではなく、複数選択していることから(一人当たり平均 2.7 個)、複雑で多様であることがうかがえます。

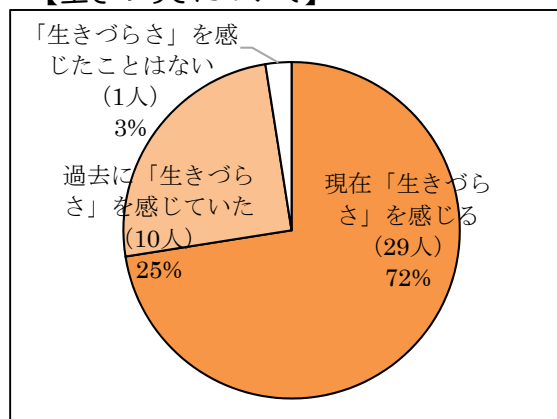
【ひきこもることとは】



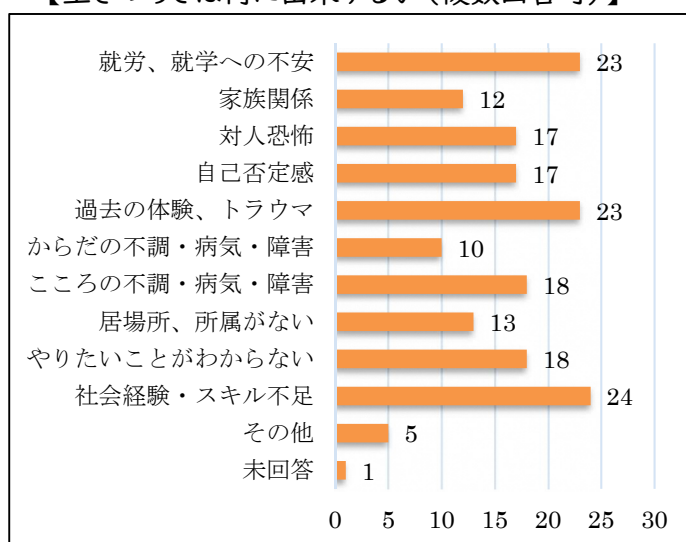
自分にとってひきこもることとは、「つらい(とてもつらい・つらい)」「気が楽になる(とても気が楽になる・気が楽になる)」それぞれ約30%ずつあります。決して楽をするためにひきこもり状態にあるわけではなく、一方で苦しい状況に対して自分を守るための手段であることもうかがい知れます。

また、「あてはまらない」が約30%と同じだけあることや、「つらい」と「気が楽になる」の両方の選択肢に丸を付けた人もいたことから、どちらも選びきれない複雑な思いが感じられます。

【生きづらさについて】



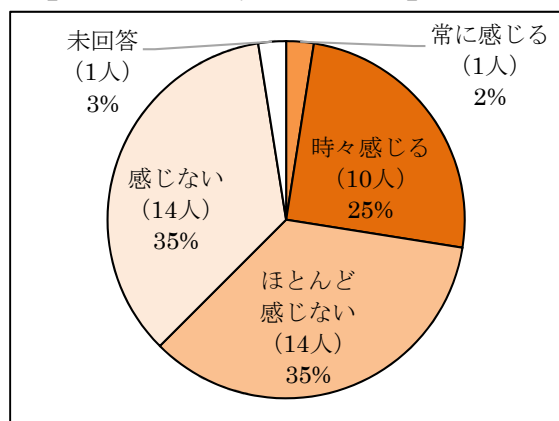
【生きづらさは何に由来するか(複数回答可)】



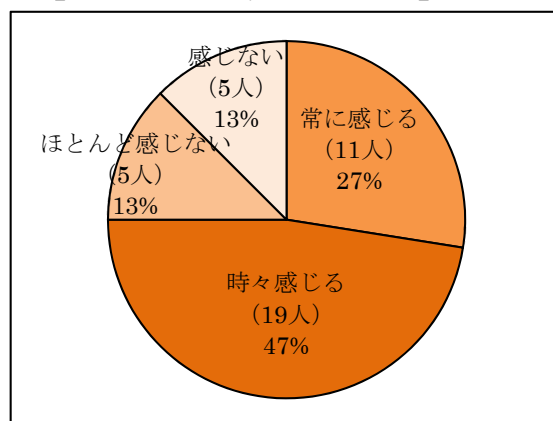
97%の人が「生きづらさ」を感じています。生きづらさの由来は、ひとつではなく、多くの人が複数選択をしています(一人当たり平均4.6個)。

自由記述では、これまでの体験から社会や人への恐怖心、自信のなさがあること、就労等将来への不安があること、そのような自分を責める気持ちが語られていました。

【自分のことを好きだと感じる】



【自分のことを嫌いだと感じる】

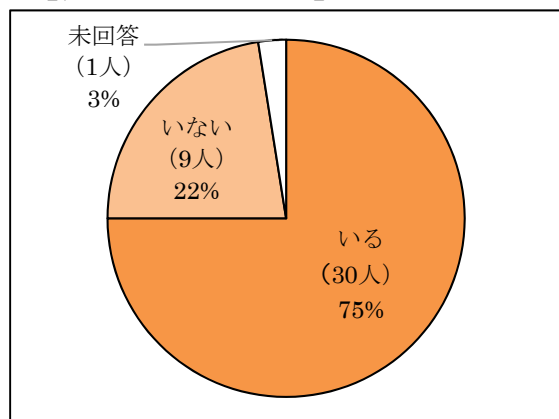


自分のことを好きか嫌いかについて、「好きだと感じない(ほとんど感じない・感じない)」が70%、「嫌いだと感じる(常に感じる・時々感じる)」が74%でした。

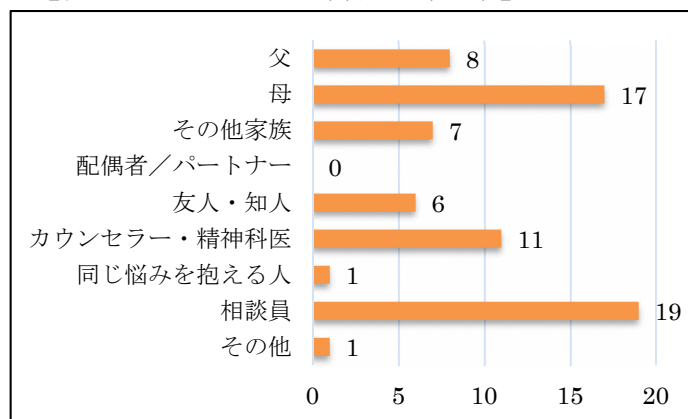
自分のことを好きか嫌いかの回答のクロス集計をしたところ、「好きだと感じない(ほとんど感じない・感じない)」かつ、「嫌いだと感じる(常に感じる・時々感じる)」が50%を占める結果でした。

また、「好きだと感じない」かつ、「嫌いだと感じない」を選択している人も一定数いることも特徴的でした。

【悩みを相談できる人】



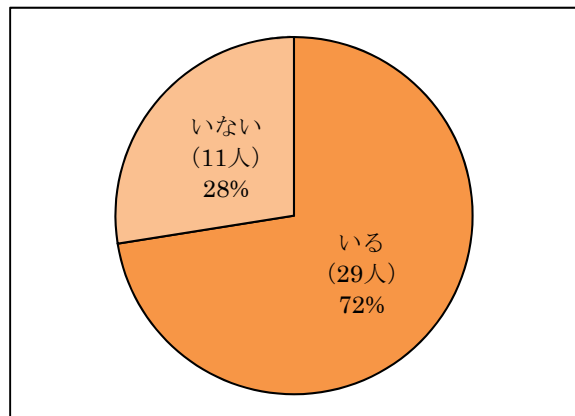
【悩みを相談できる人(複数回答可)】



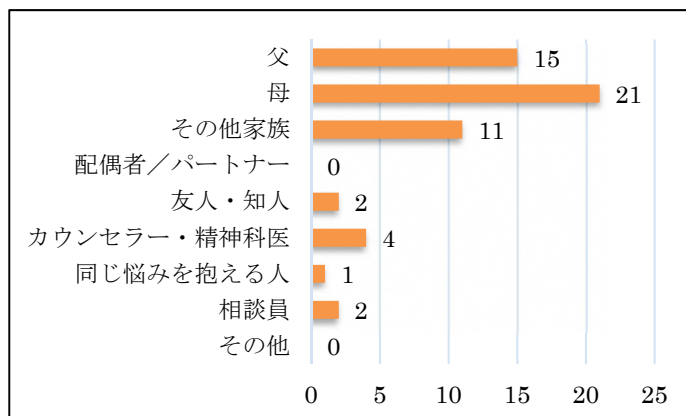
悩みを相談できる人が「いる」と75%の人が答えています

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用している人にとって、相談員(カウンセラー)が、家族以外でも相談できる存在になっていることがうかがえます。

【急な病気など身の回りのことを頼れる人】



【頼れる人(複数回答可)】



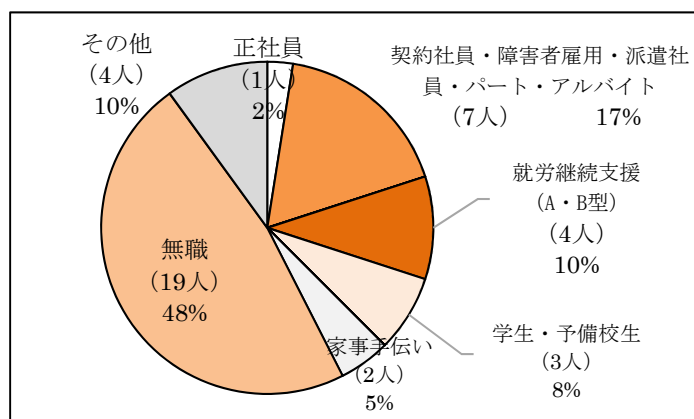
身の回りのことを頼れる人が「いる」と72%の人が答えています。

一方で、「悩みを相談できる人」と同様に、身の回りのことを頼れる人が「いない」と約3割の人が感じていて、孤独や孤立の状態にある姿が想像されます。

また、「悩みを相談できる

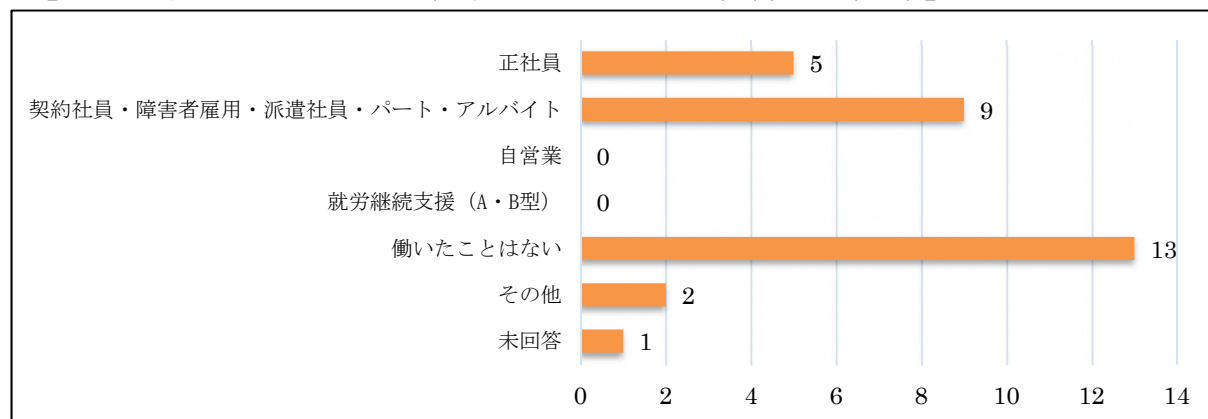
人」と「身の回りのことを頼れる人」の両面において、「母」の支えを頼りにしていることも特徴的です。

【現在の就学・就労状況】



現在の就学・就労状況については「無職」が48%、「契約社員等」が17%、「就労継続支援」が10%です。

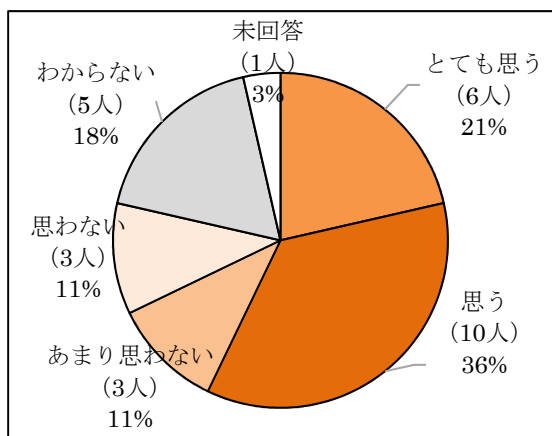
【過去に働いていたことがある(現在就労していない方)(複数回答可)】



現在就労していない方で、過去にも「働いたことはない」人が最も多くなっていますが、「契約社

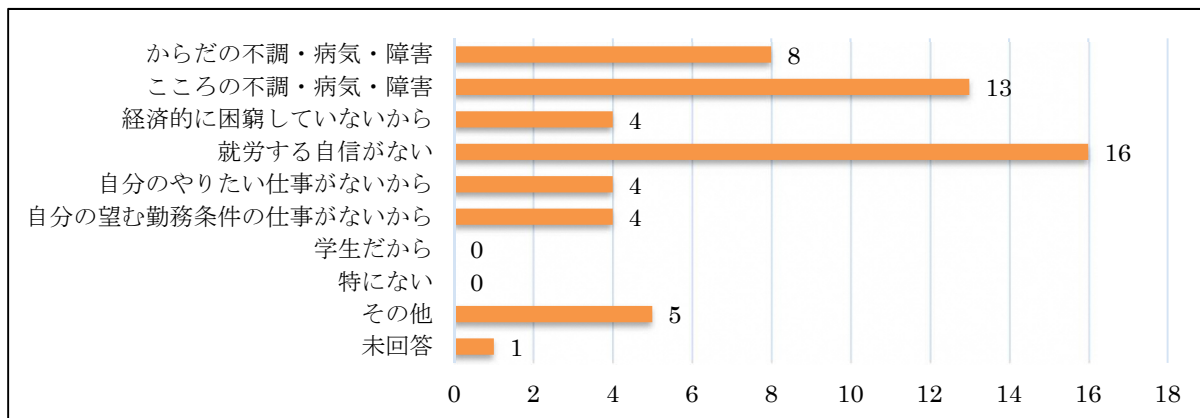
員等」や「正社員」で過去に働いたことがある人も多くいます。

【働きたいと思うか(現在就労していない方)】



現在就労していない方で、「働きたいと思う(とても思う・思う)」が半数以上の57%、「思わない(あまり思わない・思わない)」が22%、「わからない」が18%でした。

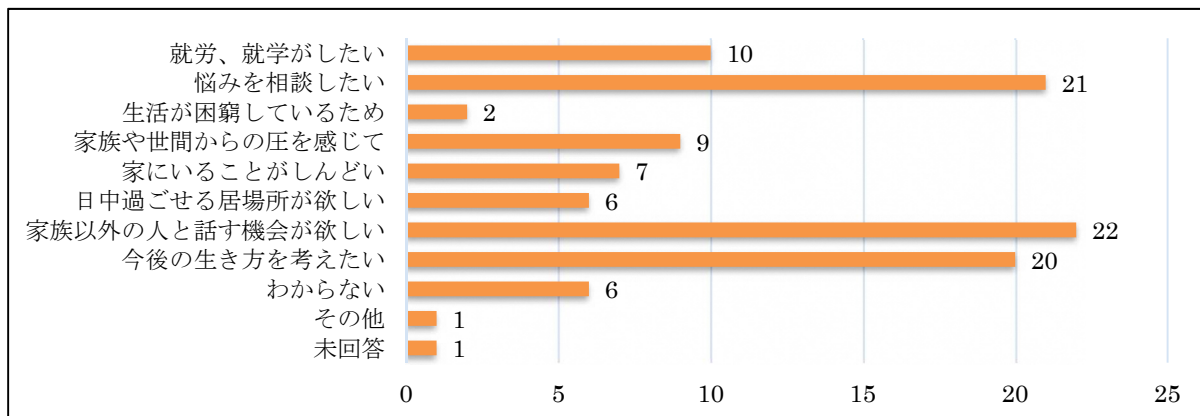
【就労していない理由(現在就労していない方)(複数回答可)】



「就労する自信がない」、「こころの不調」や「からだの不調」が理由で、就労が難しいと感じている人が多いです。

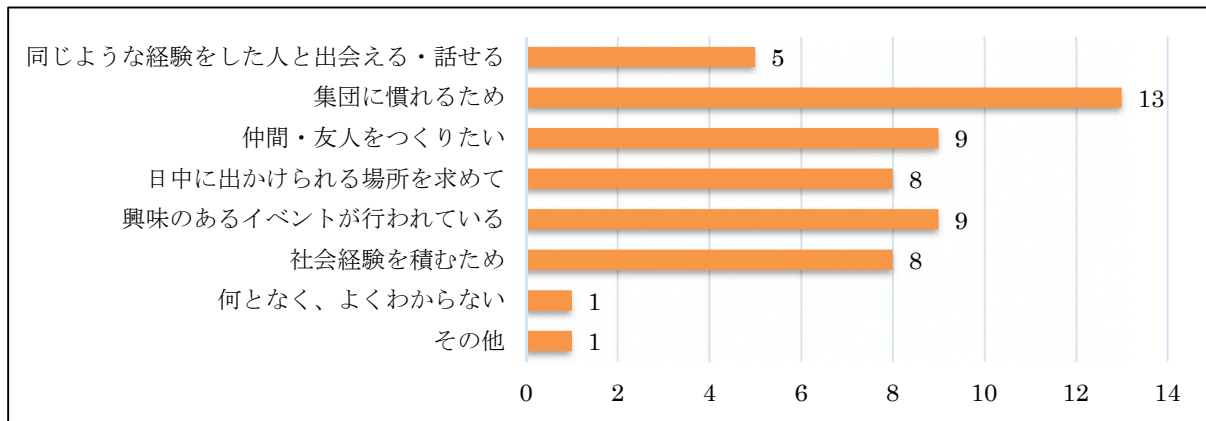
前項目で、半数以上の方が「働きたい」と思っていることから、これらの背景を抱えながらも「働きたい」という葛藤を持っていることがうかがえます。

【ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用する理由】



ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用する理由としては、「家族以外の人と話す機会が欲しい」、「悩みを相談したい」、「今後の生き方を考えたい」が多くあります。

【居場所支援「ひらぼ」に参加する理由】

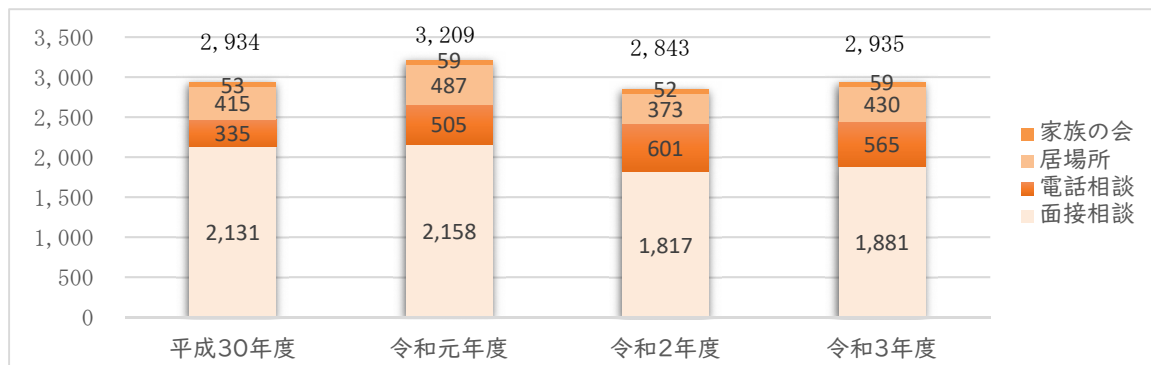


居場所支援「ひらぼ」に参加する理由としては、「集団に慣れるため」、「仲間・友人をつくりたい」、「興味あるイベントが行われている」が多くあります。

第3章 これまでの取り組みの成果と課題

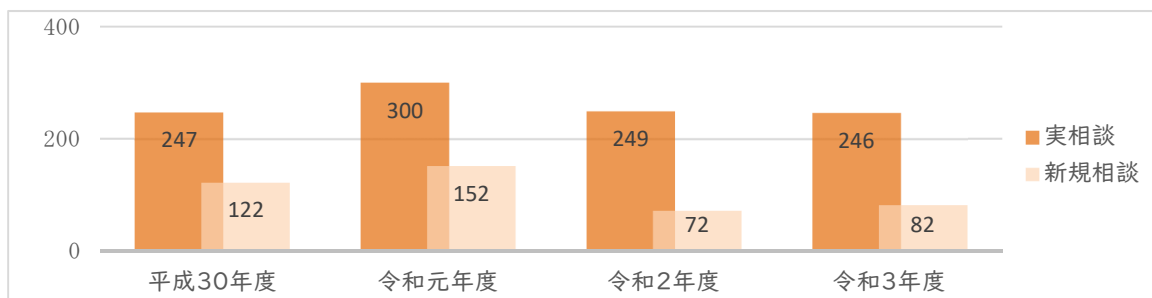
1. 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの相談状況

○延べ相談支援件数の推移



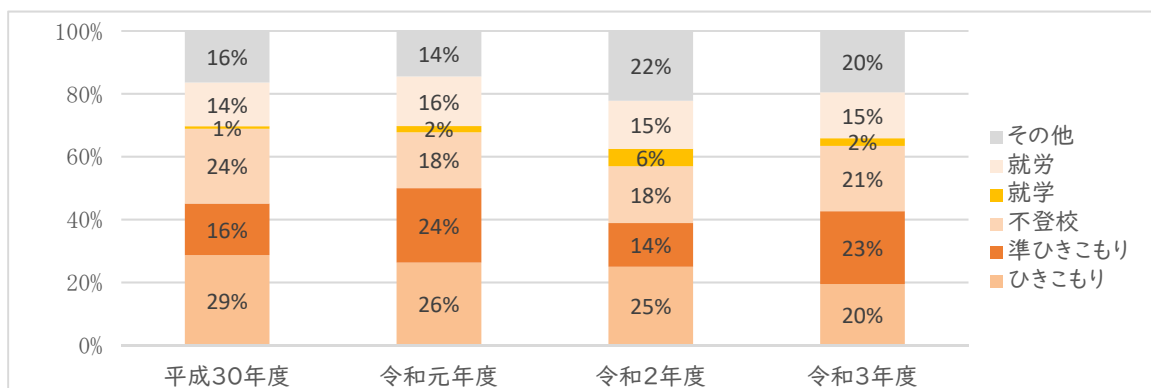
延べ相談支援件数は、年々増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により減少しました。令和3年度以降、徐々に相談ニーズが戻り始めると思われ、それに対する相談体制を整えることが必要です。

○実相談件数と新規相談件数



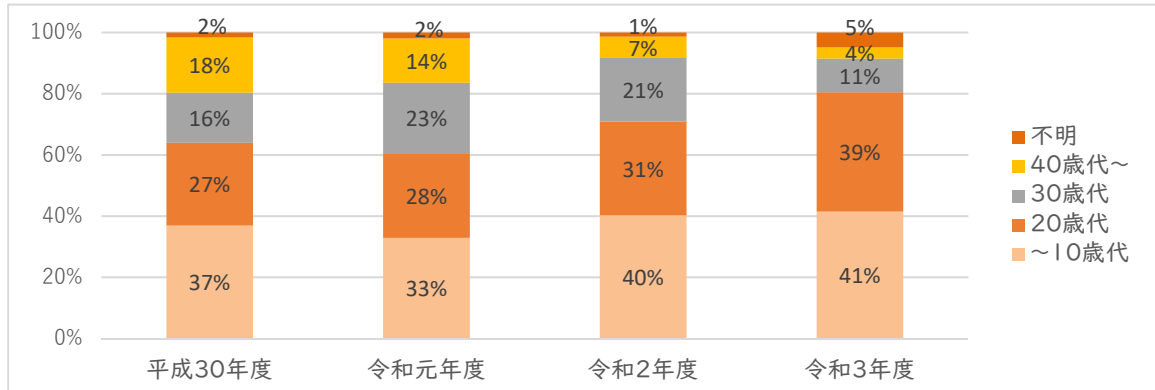
新規相談件数は、100件前後を推移してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により減少しました。しかし、継続相談を含む実相談件数は維持できており、相談につながれた子ども・若者とその家族に対しては、継続的に支援を実施することができました。

○相談内容の割合(新規相談)



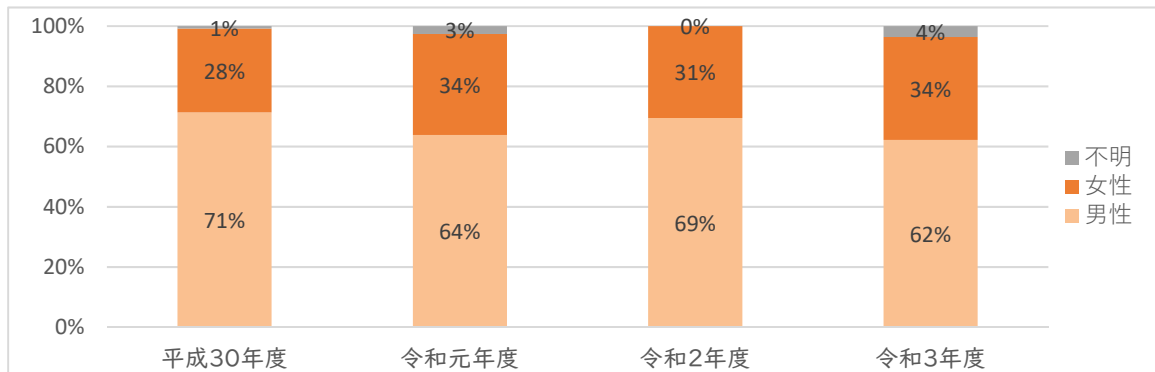
相談内容は、ひきこもりと準ひきこもりを合わせた、ひきこもりに関する相談が約4割を占め、次に不登校の相談となります。毎年、同様の傾向がみられます。

○相談対象者の年齢(新規相談)

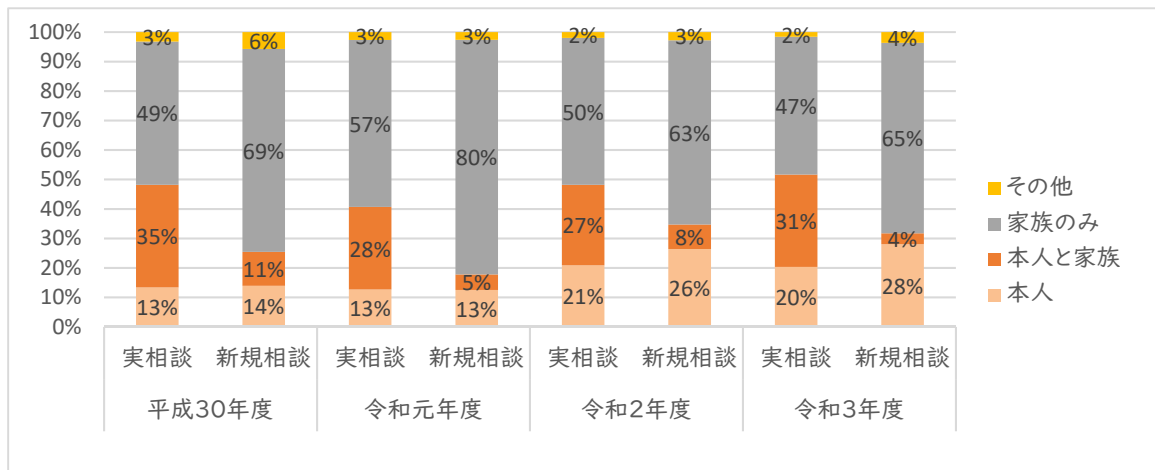


10歳代と20歳代の割合は年々増加しています。引き続き、より早い年齢層につながってもらうための取り組みや周知を進めていきます。

○相談対象者の性別(新規相談)

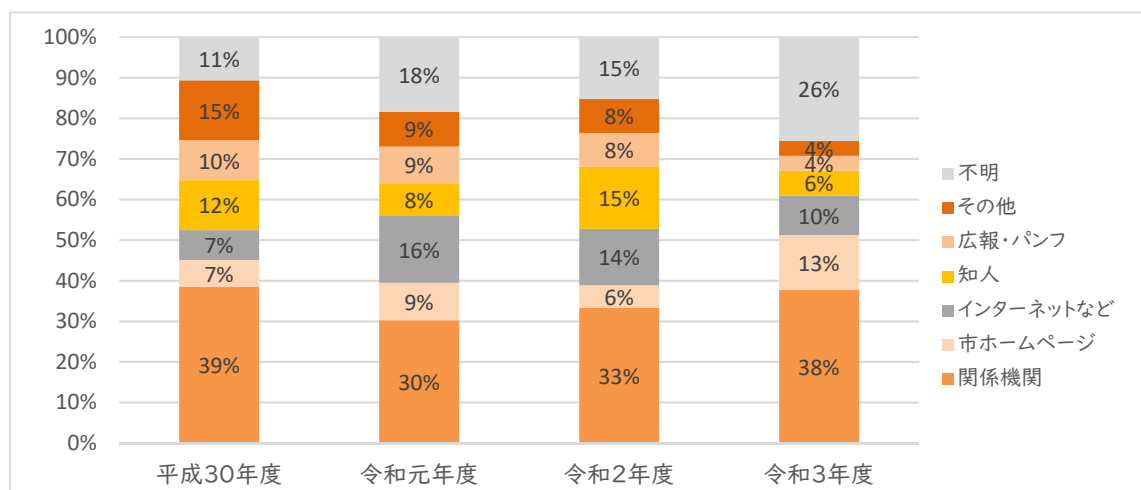


○相談者の傾向



新規相談の時点では、63%から80%が家族のみの相談ですが、継続相談を含む実相談ケースにおいては、子ども・若者本人と相談につながっている割合が増加しています。継続的な支援の重要さがわかります。

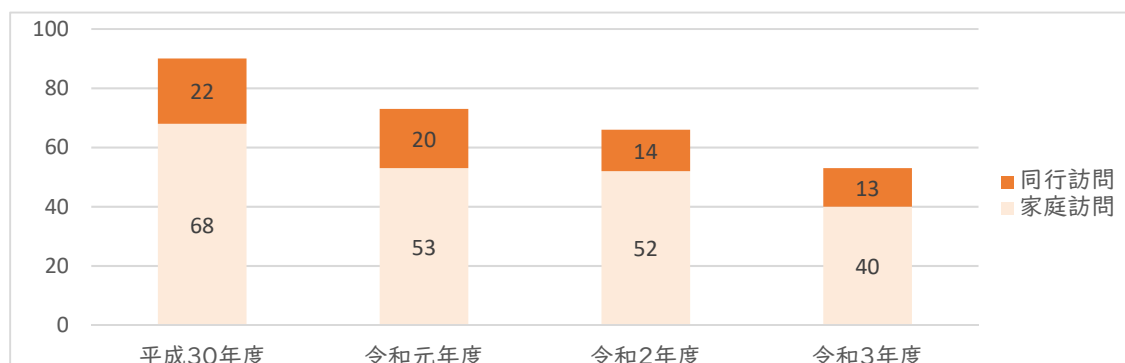
○枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを知ったきっかけ(新規相談)



関係機関との連携や紹介にて、相談支援センターを知った割合が最も多く、ネットワークづくりの成果が見られます。相談につながった後、本人の了承のもと、関係機関と情報共有をしたり、次の窓口へのつなぎをするなどの機関連携も行いました(R2:延べ139件、R3:延べ142件)。

関係機関との連携をさらに進めることと、ホームページやリーフレットなどの方法も含め、ニーズに合わせた周知が必要です。

○訪問支援の件数(延べ)



継続相談の中で、必要に応じて、自宅へ伺う家庭訪問と、本人やその家族と一緒に各窓口に行き同行する同行訪問を実施しました。家庭訪問は、本人のスペースに入っていくこととなるため、特に慎重に判断して行っていますが、つながる方法の一つとして実施していきます。

2. 基本方向に沿った取り組みの成果と課題

基本方向 I

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

【情報発信、啓発】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、ひきこもり等の子ども・若者やその家族が社会の中で孤立しないこと、できるだけ早期に相談支援情報を届けることを目的とした市民講座を、枚方市子ども・若者支援地域協議会の関係機関と連携し開催しました。また、枚方市内にあるひきこもりや不登校などの相談窓口を1枚のイラストマップにまとめた「枚方市青少年サポートマップ」の改訂版(第6・7版)を作成し、市民講座等で配布しました。

令和2年から続く、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民講座を会場開催と動画配信の二つの方法で開催するなど、オンラインの活用を含め、支援を必要とする子ども・若者やその家族のニーズに合わせた、新たなつながり方や周知方法を検討し実施しました。

【相談支援】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、継続した相談支援を実施しました。また、枚方公園青少年センターにおいても、引き続き、青少年の悩みや青少年問題全般についての相談支援を実施しました。

家族支援の取り組みのひとつとして、相談支援センターの相談者を対象に家族の会を実施し、枚方市保健所ではひきこもり家族教室・交流会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のため、相談件数の減少や家族の会の中止がありました。電話相談へ切り替えたり、家族の今の思いを綴った文集を作成するなど、相談者や家族とのつながりを継続することに努めました。

ひきこもり等の相談では、その背景や要因が多様化し、相談支援センターだけでは対応が困難なケースが増加しました。それにより関係機関との連携等、必要な支援が適切に実施できるような重層的な支援の必要性が拡大しました。

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、新たな子ども・若者の困難な状況が表面化する可能性を踏まえた早期の情報提供や適切な対応ができるような体制の構築
- コロナ禍に伴う新たな生活様式への変化を機会に、オンラインの活用等、子ども・若者とその家族のニーズに合わせたつながる仕組み
- 相談の多様化、複雑化に対応するため、関係機関との連携による重層的な支援のさらなる推進

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

【居場所づくりと社会参加プログラム】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者が、社会に参加するきっかけとするモデルステップとしての居場所支援事業「ひらぼ」を、専門のコーディネーターと市民ボランティアのサポートフレンドの協力を得て実施しました。「ひらぼ」では、利用者同士の関係性が徐々に深まるとともに、イベントへの参加やプログラムの企画など、若者が積極的に関わることのできる内容に取り組みました。また、サポートフレンドを新規に募集する講座を開催し、地域の理解者の拡充に努めました。コロナ禍においては、オンラインを活用して実施するなど、相談者のつながる場を継続することに努めました。

ひきこもり状態などさまざまな生きづらさを抱えている女性（性自認が女性の方）を対象とした当事者会である「ひきこもりUX女子会 in OSAKA」を、大阪府との広域連携にて開催しました。

【就労支援、就労定着に向けた支援の推進】

枚方市地域就労支援センターや北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方では、一人ひとりに合った就労支援および定着支援が行われ、枚方市自立相談支援センターなどにおいて、就労準備支援事業を実施し、隣接するハローワークと連携し安定的な就労のための支援に取り組みました。また、市内中小企業の人材確保及び若年求職者の安定雇用を目的とした市内企業若者雇用推進事業において、合同企業面接会等を開催しました。

ひきこもり等の背景に障害がある場合は、枚方市障害者就業・生活支援センターや、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所において、一人ひとりに合った就労支援および、定着支援を実施しました。また、市内の事業所や企業等の理解と協力を得るため、大阪府中小企業家同友会・枚方寝屋川交野支部に、子ども・若者支援地域協議会への参加を依頼しました。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、このような多様な就労支援や体験プログラムを実施する各機関と連携し、就労への支援を行うとともに、就労に向けて支援が進んだ後も、定期的に面談を行うなど、定着するまでの継続的な支援を行いました。

【ひきこもりの未然防止としての取り組み】

不登校対策として、各学校では教員による家庭訪問の実施や校内適応指導教室を活用した不登校支援協力員等による支援を行うとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して児童・生徒が抱える課題の解決や諸問題の早期発見・早期対応に努めました。

また、教育文化センター内に設置の枚方市適応指導教室「ルポ」において、様々な活動を通して支援・指導を行うとともに、保護者と指導員との連携や保護者間での意見交流、情報交換を行いました。

さらに、令和2年度に1人1台貸与されたタブレット端末をツールとして、不登校児童・生徒に対し、学習の保障のため、タブレットドリルの配信やオンライン授業を行い、学校と児童・生徒との間でコミュニケーションを図りました。

高等学校以降における取り組みとして、引き続き、子ども・若者支援地域協議会に定時制高校や通信制高校等が参加しており、また、市民講座やイベントのチラシを市内中学校および高校や大学へ送付し、周知に努めました。

課題

- 地域の理解者であるサポートフレンドの活躍の場の拡充
- 当事者会を含めた多様な居場所づくりの促進
- 就労相談支援機関や市内事業所とより連携した就労支援の推進
- 義務教育における不登校への支援と義務教育以降の支援が途切れない取り組みの推進

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

【子ども・若者とその家族を社会で支える環境の推進】

枚方公園青少年センターにて、子ども・若者の交流の場や青少年が自主的な活動ができる場を提供するなど、地域の特色や多様性をいかして、子どもがさまざまな体験やさまざまな人との交流ができる場づくりが行われました。また、子どもの居場所づくり推進事業として、「食事の提供」を通じて居場所づくりに取り組む団体への支援を始めており、安定的な運営ができるよう、官民連携による多方面からの支援を行いました。

【家族等も含めたネットワークづくり】

市内で活動するひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」の事務局が、枚方市子ども・若者支援地域協議会の実務者会議に参加し、取り組みについての意見交流を行いました。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、当事者やその家族が負担なく集える居場所づくりを支えるため、生涯学習市民センター使用料の減免を開始しました。ひきこもり等の子ども・若者の理解を深め、支援について周知・啓発するための市民講座では、当事者の声を聴くことをテーマに開催しました。

また、ひきこもり状態などさまざまな生きづらさを抱えている女性（性自認が女性の方）を対象とした当事者会である「ひきこもりUX女子会 in OSAKA」や、ひきこもり等の当事者が集う居場所に関する情報を発信することで、若者の孤立を防ぎ、つながるきっかけとなることを目的とした「居場所ミーティング in ひらかた」を、大阪府との広域連携にて開催しました。

【多様な関係機関による支援ネットワークの構築】

平成24年度より継続してきたひきこもり等地域支援ネットワーク会議を、平成30年度より子ども・若者育成支援推進法に基づく枚方市子ども・若者支援地域協議会とし、様々な状況のひきこもり等の子ども・若者に対し、切れ目のない適切な支援が行えるよう、より一層のネットワークの充実に努めました。コロナ禍においては、ウェブ会議にて開催するなど、関係機関のつながりを維持するとともに、構成機関がより主体的に参加できるような会議の運営に取り組みました。

課題

- 当事者やその家族等が主体的につながる居場所づくりへの支援
- ひきこもり等の子ども・若者当事者やその家族の声や視点を踏まえた支援の促進
- 関係機関がより主体的に参加できるネットワークの構築

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響等を通して、適切に対応できる体制の確立と、オンラインの活用なども含め、つながることのできる仕組みの重要性が改めて見えてきました。

また、相談支援においては、多様化・複雑化する課題に対応するための関係機関とのさらなる連携や、子ども・若者の自立に向けての「居場所」や「社会参加」、「就労」に関わる支援の充実は不可欠です。そして、ひきこもり等の子ども・若者やその家族が、一步踏み出し、社会の中で自分らしく自立してゆくためには、地域・社会全体で支えていくといった意識の醸成や、多機関によるネットワークの構築は重要な要素と言えます。

こうしたことから、子ども・若者育成計画【改定版】において設定した「基本理念」や「基本方向」は、今後も引き続き推進していくことが必要と考えます。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

人は成長に合わせて年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして自立を目指しますが、ひきこもり状態や若年無業者（ニート）、不登校の子ども・若者は、その状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会からの孤立を深めやすい状況にあります。再び社会参加しようと思う時、同世代の多くが既に年齢相応の社会経験を積んで次の課題に向き合っている中に合流し、一緒に進み始めることは容易なことではありません。

このような困難を有するに至った経緯はさまざまですが、本人や家族だけが背負う問題ではなく、対人関係のつまづきや受験・就職の失敗などがきっかけであったり、社会の構造の課題が背景にあたりることが指摘されています。

令和3年3月に制定した「枚方市子どもを守る条例」では、各分野に携わる関係機関等が連携した総合的な支援、青年期に至るまでにおける継続的な支援、各主体が一体的となった重層的な支援を行うことで、誰一人取り残さない、一人ひとりの子どもに寄り添った仕組みを社会総がかりで構築することを目指しています。また、この「誰一人取り残さない」という考えは、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGsの理念でもあり、17の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身もSDGsを推進していくことが期待されています。

これらの方針を踏まえながら、子どもを取り巻くさまざまな課題に対して、社会全体で取り組むとともに、子ども・若者が人とのつながりの中で自分らしさを取り戻し、安心できる居場所を見つけ、身体的・精神的・社会的に良好な状態（Well-being）を高めつつ、成長・活躍できるよう、自立に向けた再チャレンジを支援します。

2. 計画の基本方向

基本方向Ⅰ

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

内閣府が平成27年度に実施した「若者の生活に関する調査」によれば、広義のひきこもりの子ども・若者の推計人数は国で54万1千人とされ、本市では令和4年度において約1,550人と推計されます。一方、平成30年度から令和3年度の4年間で、子ども・若者相談支援センターで、ひきこもりや不登校、就労等の相談を受けた実人数は551人であり、本市の推計値からすると、まだまだ相談窓口の存在を知らず、悩んでいる子ども・若者とその家族の方も多いと予想されます。支援を求めるすべての人のもとに、確実に情報が届き、相談・支援につながる仕組みを強化するため、対面などのリアルなつながりとのバランスを踏まえながら、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を図るなど、ニーズや状況に合わせて柔軟に対応できる情報発信や相談支援のあり方を検討していく必要があります。

また、「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」では、相談機関につながるまでの間に、学校からの情報提供があったらよかったという意見が最も多かったため、今後も引き続き、中学校や高等学校を通じた情報発信に努めます。また、民生委員・児童委員を中心とした地域の方々や精神保健・福祉・医療・教育等の従事者がそれぞれの相談や訪問支援を行う中で、本人やその家族を知った場合は、できるだけ早期に相談窓口へつなげるなど、社会全体で支援する仕組みづくりを目指します。

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

相談窓口につながり、本人が相談に来られるようになると、家族支援と本人への支援を並行して行うことになります。本人への支援は、面接相談の継続と居場所への参加等を経て、地域若者サポートステーション等の就労支援機関と連携し、就労体験を含む就労支援等を行っていきます。しかし、すぐに就職することは難しく、スモールステップを積み重ねながら、時には行きつ戻りつしながら進んでいくことになるため、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を目指します。

「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用している若者へのアンケート調査」では、約40%の相談者がひきこもりのきっかけが不登校と答えています。昨今、社会問題として浮き彫りになってきたヤングケアラーなど、子ども・若者が抱える課題に早期に気づき、不登校に発展することがないよう、必要な支援策を構築し、対応していくことが、ひきこもりの予防にもつながると考えられます。

教育現場での課題に対し、福祉部門の支援制度や関係機関へのつなぎなど、教育と福祉の連携をより一層強化し、早期の問題把握と解決に向けた支援に取り組みます。

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

本市が令和3年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、ひきこもり等の状態にある人に「怠けていないで働きなさい」と言うことについて、人権上問題があると思う人の割合は6割程度と低く、ひきこもり等の状態にある人に対する理解がまだまだ不十分な状況にあることがうかがえます。

当事者やその家族に対する偏見や差別等が起こることなく、地域全体において正しい理解が進むよう、周知・啓発に取り組むことが大切です。

また、国の「子供・若者育成支援推進大綱」では、「子ども・若者支援地域協議会」において、教育、福祉、保健、医療などの関係機関が密接に情報共有を行いつつ対応する「横のネットワーク」と子ども・若者の年齢階層でとぎれることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」により、子ども・若者やその家族に対する支援を推進していくことが求められています。

本市においても、「枚方市子ども・若者支援地域協議会」で多様な関係機関が連携を図りながら、さまざまな状況にあるひきこもり等の子ども・若者に対し、適切な支援を行っています。今後も、複雑化し、困難な事例に対応できるよう、さらなる機能的なネットワークの構築を目指します。



3. 計画の体系

基本理念

子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

基本方向Ⅰ

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標

- 1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立
- 2 相談体制の充実

施策の推進方向

- (1) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化
- (2) 本人や家族の視点に立った情報の発信
- (1) 重層的な支援に対応できる相談体制の充実
- (2) 各種事例に対応できる相談体制の構築
- (3) 家族を対象とした相談支援の充実

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標

- 3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進
- 4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実
- 5 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進

施策の推進方向

- (1) 子ども・若者がつながる居場所づくりの推進
- (2) 社会参加を促すプログラムの充実
- (3) 家族を支える居場所としての家族会の充実
- (1) 多様な就労支援・体験プログラムの実施
- (2) 個人の特性に適した就職支援と職場開拓の推進
- (3) 安定的就労のための継続的な支援の推進
- (1) 義務教育期間における不登校対策の推進
- (2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標

- 6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備
- 7 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

施策の推進方向

- (1) ひきこもり等への正しい理解の促進
- (2) さまざまな人とのふれあいの中で多様な体験ができる機会づくり
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) メンタルヘルスケアの必要性の啓発
- (1) 切れ目のない支援を行うためのネットワークの構築

第5章 計画の内容

基本方向 I

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標 I 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立

☆施策の推進方向

(1) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化

●本人とその家族の状況やニーズに合わせた新たな情報発信の手法の整備

必要とする方に情報を届けるため、これまでも様々な手法を用いて広く情報発信に取り組んできましたが、つながることのできなかった子ども・若者やその家族のもとにも確実に情報が届けられるよう、SNS を活用した情報発信について検討するなど、新たな手法も意識しながらさらなる取り組みに努めます。

また、子ども・若者やその家族に支援情報を早期に周知するための講座について、会場と動画配信による方法で開催するなど、新型コロナウイルス感染症の状況に関わらず、今後も引き続き、本人・家族の状況やニーズに応じた情報発信に取り組めます。

●関係機関の連携による適切な情報の提供

必要とする方につながり、支援を届けるため、地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーを始め、多くの関係者や市民が、地域において、支援につながっていないひきこもり等の困難を有する子ども・若者やその家族を把握し、直接、情報を伝えることができるよう、ひきこもり等の支援に関する相談機関の情報を共有します。関係者や市民が直接情報を伝えることが困難な場合は、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを中心とした支援機関と連携を図りながら、それぞれの状況に合ったアプローチを検討し、当事者等が支援につながるよう情報の提供に取り組めます。

また、小学校や中学校、高等学校と連携し、児童・生徒全体に相談先等に関する情報発信を行うとともに、不登校の状態にある児童・生徒への支援に対しては、学校現場の教職員やスクールソーシャルワーカー、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを含む枚方市子ども・若者支援地域協議会における支援機関等がそれぞれの役割を踏まえながら連携し、できるだけ早い段階で相談につなげられるよう努めます。

●早期に支援機関につながるための相談窓口の周知

現在、子ども・若者を対象にした相談窓口の情報を集めて配布している「枚方市青少年サポートマップ」について、適宜、新たな内容を追加するなど充実を図るとともに、相談窓口の案内リーフレットやカードなどを、市内の高等学校や大学、公共施設や近隣の支援機関で配布する他、当事者の目に留まる可能性の高い医療機関やコンビニエンス・ストアなどに設置してもらう等、広く協力を呼びかけます。

また、小学校や中学校の時点から、相談窓口の周知を行うことで、子ども自身やその保護者に、困った時の相談先があることを知ってもらえるよう努めます。

本人は、中学校3年生の女子生徒。長く不登校状態にありましたが、保健室に登校し、養護教諭とは話ができるようになってきました。卒業後の進路を決める時期になり、所属がなくなる可能性も想定されたため、家族以外のつながりを作っておけると学級担任より、ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）に相談の電話がありました。

保護者の了承を得た上で、センターにて学級担任と面談を行い、本人の様子や家族の状況を共有し、卒業後に本人と家族が孤立してしまわないように、まずはセンターとのつながりをつくることを目指しました。

改めて学級担任から保護者にセンターのことを紹介してもらいました。母も今後のことを不安に思っており、学校から本人にセンターについて伝えることにも賛同されました。後日、本人が話しやすい養護教諭からセンターのことを説明し、本人も会ってみてもいいという気持ちになってくれました。

本人が保健室に登校する日に約束をして、センターの相談員が学校へ訪問し、養護教諭の同席のもと、顔合わせとセンターの紹介を行う機会をもちました。

今後は、本人との継続した面談と並行して母との面談も行う中で、本人の自立に向けた応援体制をつくっていく予定です。

このように、一番身近で本人の姿を見ている所属機関との連携からうまれたきっかけを大事にし、本人と家族の気持ちとペースを確認しながら、直接つながる方法を模索しています。



ひきこもり等子ども・若者相談支援センターは子どもの育ち見守り室 **ととな** 内にあります。

相談先

ひきこもり等子ども・若者相談支援センター
いきいきネット相談支援センター

連絡先は52・53ページに掲載

☆施策の推進方向

(2) 本人や家族の視点に立った情報の発信

●相談・支援につながるメッセージの発信

「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」からは、相談機関につながるまでに半年以上かかった方が半数以上おられることがわかっており、ひきこもりや不登校になった当初は「こんなことで相談していいのだろうか」、「ひきこもり等の状態になっていることを周囲に知られたくない」と思い悩み、二の足を踏んでいる方が一定数おられることがうかがえます。また、相談につながっているのが家族だけであっても、一番身近な家族の気持ちが安定することで、本人と良い関わりを持つことができ、本人の状態が安定するという意見も多く見られます。一方、内閣府が平成27年度に実施した「若者の生活に関する調査」では、どの機関にも「相談したくない」という回答も多く見られました。本人やその家族が気負いなく、安心して相談や支援を求めることができるよう、相談機関等につながるためのハードルを下げるようなメッセージの発信に努めます。

コラム2

市内にある相談窓口を分かりやすく紹介 ～枚方市青少年サポートマップ～



市内にあるひきこもりや不登校などの相談窓口を1枚のイラストマップにまとめた「青少年サポートマップ」は、表面にはマップの使い方と相談窓口の地図を、裏面には各窓口の対象者や支援内容を掲載しています。A3、6つ折りのリーフレットは、市ホームページにも掲載しています。

悩みや不安を抱え、どこに相談すればいいかわからない時に、できるだけ早く、わかりやすく知ってもらうために、リーフレットのような手に取れるものや、ホームページやSNSを活用したものなど、つながり方の選択肢をひろげる工夫をしています。

◎子ども相談課 Tel.050-7102-3228/FAX 072-846-7952

施策目標2 相談体制の充実

☆施策の推進方向

(1) 重層的な支援に対応できる相談体制の充実

●各関係機関との連携

ひきこもり等の状況に至ったきっかけは、人間関係や仕事などの他にも、本人自身の障害や疾患、家族の状況などさまざまな背景や要因があり、複雑化しているため、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターだけでは対応が困難なケースが増加しているとともに、障害者福祉や高齢者福祉などの分野における対応の中で、ひきこもり等のケースを把握することも見受けられるようになりました。そのため、各関係機関と連携して、さまざまな事例に対応するとともに、複雑・複合化した支援ニーズに包括的に対応する「重層的支援体制整備事業」における取り組みを進め、より多くの子ども・若者とその家族に対して、必要な支援を必要な時期に、届けることができるよう、相談体制のさらなる充実を図ります。また、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいては、専門的な知識と経験を持つ職員を配置するとともに、適切にスキルアップを図ることができるような研修を行うなど、引き続き、相談体制の強化に努めます。

☆施策の推進方向

(2) 各種事例に対応できる相談体制の構築

●本人・家族の状況やニーズに合わせた新たな相談手法の整備

講座等でオンラインを活用するなど、新たなつながり方にも取り組んでいますが、その中で、改めて対面でつながる場の必要性を感じています。引き続き、「直接会う」ことを大切にしつつ、相談支援に至る最初のきっかけの一つとして、SNS等の活用を検討するなど、相談窓口に来ることが出来ない、潜在化している子ども・若者や家族が相談につながるような仕組み等の充実を図ります。

また、これまで実施してきた対面や電話による相談の手法に加え、Webを活用したオンラインによる相談を導入するなど、本人・家族の様々な状況やニーズにできる限り応えていくための取り組みを進めます。

●アウトリーチが可能な相談体制の整備

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、ご家族との面談や本人との電話相談などから、総合的に判断し、自宅を訪問して本人と面接相談が必要な場合、相談担当の職員が家庭訪問等のアウトリーチを行っています。今後も引き続き、必要に応じたアウトリーチを行うとともに、よりよい支援を目指すため、相談員はアウトリーチに関する専門研修等に参加し、スキルアップを図ります。

●各種事例に対応できる専門職の配置の促進

現在、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターには臨床心理士と社会福祉士の専門職を配置し、相談業務の他、居場所支援事業「ひらば」や家族の会の運営等を行っています。今後も相談や支援を担当する職員の専門性を高めるとともに、さまざまな事例に対応できるよう、ネットワークの連携をいかしながら、支援機関に関わる職員全体で専門的なスキルやノウハウを取得できるように研修等に取り組めます。

☆施策の推進方向

(3) 家族を対象とした相談支援の充実

●家族を対象とした相談業務の充実

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、初回の相談者は、ほとんどが親となっています。親の悩みに寄り添い、相談を通じて本人の心の理解を促すことや接し方を伝えることによって、本人の状態の改善を図ると同時に、親自身の生活を取り戻す支援を行います。また、8050問題などに象徴される家族の高齢化が大きな課題となっている中、親亡き後の生活を考えるという視点を持ちながら支援に取り組むことが大切です。関わりが長期化することも見据え、引き続き、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターと福祉の相談窓口や支援関係機関との連携を図りながら、これらの支援に取り組めます。

相談先

ひきこもり等子ども・若者相談支援センター
いきいきネット相談支援センター
健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口
こころの健康相談
枚方公園青少年センター <青少年相談>
18歳未満の子どもの相談 <家庭児童相談>

連絡先は52・53ページに掲載

コラム3

相談支援の例

「さまざまな背景により複雑化している相談にチームで対応」

40歳代の男性と30歳代の女性のきょうだいについて、ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）に母が来談されました。

兄は、若い頃に数ヶ月働いた経験がありますが、人間関係がうまくいかず辞めてからは、自宅で過ごしてこられました。妹は、療育手帳を取得していますが、他の福祉サービスは利用せず、自宅で過ごす日が続いていました。両親は70歳代で、年金収入にて生活をしています。両親は、経済的な今後の生活を心配するとともに、きょうだいに対して「ちゃんと働いてほしい」という焦りももっておられました。センターだけの対応では難しい状況から、両親の了承をもらった上で、関係機関にも相談しながら取り組むこととしました。

まずは、家族の経済的な困窮状態に対する支援と、兄が再度社会とつながって少しずつでも働く可能性について相談する先として、枚方市自立相談支援センターを案内しました。そして、両親と現状を整理し、両親が子どもの等身大の姿を徐々に受け入れていくための面談を継続的に行う役割を、センターが担うこととしました。また、妹が家族以外の社会とつながるために、まずはセンターの面談に誘い、相談員との関係づくりに努めました。その後、福祉就労も含め、適したサービスを利用できるよう、障害者相談支援センターへの橋渡しをしました。この間、必要に応じて、関係機関で状況を共有し、本人たちや両親が支援を受けやすいよう配慮を行いました。

さまざまな背景が重なり合っている相談に対して、それぞれの関係機関の強みをいかしながら、役割分担をして、お互いに補い合えるような支援ができればと思っています。



基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進

☆施策の推進方向

(1) 子ども・若者がつながる居場所づくりの推進

●社会参加に向けた子ども・若者の居場所の整備

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、枚方公園青少年センターを活用し、居場所支援事業「ひらぼ」を実施しており、平成26年度の設置当初に比べ、開催回数が増え、さまざまな活動に取り組んできました。コロナ禍においても、つながりが途切れないよう、オンラインを活用して実施するなど、新たな居場所としてのあり方も模索して実施しています。今後も引き続き、さまざまな手法を取り入れながら、各参加者が主体的に活動し、運営に携わることで自立につながるようなプログラムの充実に努めます。

枚方市自立相談支援センターなど本市が実施する就労準備支援事業では、地域や商店街と連携して居場所など社会参加に向けた支援を実施している他にも、(福)枚方市社会福祉協議会では福祉的課題を抱えている方のための居場所を展開しています。一方で、当事者等が自ら居場所をつくる取り組みも、少しずつですが立ち上がっています。こうした機運を大事にし、当事者が参加しやすい居場所づくりがさらに進んでいくためにも、各居場所の雰囲気や得意分野などの情報を収集しながら、情報の提供に努めます。

また、枚方公園青少年センターや生涯学習市民センターのように、子ども・若者の学習と憩いの場となる居場所がありますが、誰もが気軽に立ち寄ることができ、自由に過ごすことができる新たな居場所について、ICTの活用なども含め、さらに検討し、子ども・若者が社会とつながることができる場等の充実に努めます。

●多様な居場所づくりに対する支援

子ども・若者が困難等に直面した時に多様な居場所が周囲にあることは、その状況に応じて居場所を選択することにもつながり、非常に大切です。当事者等が主体的に居場所を創設できるよう、居場所づくりのきっかけになるような講座を実施するとともに、市内外で既に活動している居場所運営者どうしの交流の場を開催するなど居場所のネットワーク化を支援し、一人ひとりに適した多様な居場所の拡充に取り組めます。また、当事者会等の活動の場となる生涯学習市民センターの使用料の減免や積極的な周知・案内などを通して活動を支援します。

相談先

ひきこもり等子ども・若者相談支援センター
健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口

連絡先は52・53ページに掲載

コラム4

相談支援の例

「当事者どうしのつながりが一歩を踏み出すきっかけに」

本人は、30歳代女性。大学卒業後、一旦就職するも半年で退職し、その後、自宅で過ごしていました。人間関係のトラブルで傷ついた経験を重ねていたため、人との関わりが怖く、外出することができずいた本人を心配した母が、少しでも社会とつながってほしいと、ひきこもり子ども・若者相談支援センター（以下、センター）に、来所されました。



母の話では、本人は自分が人からどう思われるかということへの恐怖心や、また同じように傷つけられるのではないかという不安が強いとのことでした。母から本人にセンターのことを紹介してもらい、安心できる場所であることを少しずつ伝えるために、相談員から手紙を書くなどした結果、1年後に本人がセンターに来られるまでになりました。

本人はセンターでの面談を続けながら、次のステップとして居場所支援「ひらぼ」の利用を始めました。ひらぼでは、気を使って言いたいことが言えずに落ち込んだり、逆に相手の態度に腹立たしさを感じたりと、同世代のメンバーとの関わりに大きな刺激を受けていました。

ひらぼの利用から数年、ひきこもりの経験をした当事者だけの会に参加され、とても緊張しながらも、同じ立場の人と話ができてよかったと、また一歩新しい経験をされました。

最近では、もっといろいろな人の話が聞いてみたいとの思いで、他の当事者会への参加も検討されています。

☆施策の推進方向

(2) 社会参加を促すプログラムの充実

● 困難を有する子ども・若者が社会参加をするためのプログラムの実施

居場所支援事業で行われているのは、複数の人間関係の中での体験の積み重ねであり、その中での成功体験や安全な環境下での失敗体験が社会に出て行く力を醸成すると考えられています。現在実施されているプログラムを推進しつつ、他の居場所で行われている実例も参考にしながら、より有効なプログラムを取り入れます。また、「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」においては、本人の活躍できる場を多くの方が求めていることがうかがえることから、ボランティア活動の場など活用できる社会資源を把握し、一人ひとりの状況に応じた活躍できる場の紹介に努めます。

●幅広い世代の参加によるプログラムの推進

居場所支援事業「ひらぼ」では、サポートフレンドと呼ばれるボランティアが参加し、専門知識を持つコーディネーターと参加者でプログラムを行っています。サポートフレンドの年代層は広く、さまざまな世代の人との関係が、参加者の体験の幅を広げていると考えられます。今後も定期的にサポートフレンド養成講座を開催し、人材を確保すると同時に、ひきこもり等への理解者を増やすことに努めます。

また、さまざまな経験を重ねた結果、就労支援への参加を考える時期にさしかかった参加者に、次のステップへの準備段階の居場所として、プログラムの準備や運営に一部関わってもらっています。プログラムに能動的に関わることは、本人の社会的自立に向けた体験となるだけでなく、他の参加者にもロールモデル(手本)となることが期待されます。今後も参加者のプログラム運営への積極的な関わりを推進します。

コラム5

‘スモールステップで’ 社会とのつながりを築く ～居場所支援「ひらぼ」～

ひきこもり等の子ども・若者が社会に参加するきっかけとするための居場所支援「ひらぼ」を行っています。ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける、相談員との1対1の関係からステップアップし、5、6人の集団での活動を通して、社会とのつながりを築いていくことを

目指しています。専門のコーディネーターを設置し、「サポートフレンド養成講座」を受講した市民ボランティアの協力を得て、枚方公園青少年センターを拠点に、料理やゲーム、スポーツや外出イベントなどの活動を行っています。また、月1のゲーム同好会、女性中心の会、コロナ禍においてはオンライン「ひらぼ」など、一人ひとりに合ったプログラムが選択できるよう工夫しています。



参加メンバー自身が、企画会議を行って次月の予定を検討したり、「ひらぼ」のを中心に活動を紹介する通信「ひらぼう」を企画・執筆し発行したりと、プログラム運営に積極的に関わる場面も増えています。



ひらぼう

※「ひらぼ」とは、お散歩気分であらゆる枚方公園青少年センターに来てほしい、一歩一歩進んでいってほしいという思いが込められています。

◎子ども相談課 TEL050-7102-3228/FAX 072-846-7952



☆施策の推進方向

(3) 家族を支える居場所としての家族会の充実

●市内「家族会」とのさらなる連携の推進

本市には、家族等が立ち上げたひきこもり・不登校の理解を深め、家族どうしが交流できる「家族会」が複数あります。市内で活動するひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」では、定期的に連絡会を実施するなど、家族会どうしの横のつながりを深めており、連絡会の事務局が「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」にも参加しています。市内の家族会の活動が、当事者や家族の支援の場として有効で、重要な社会資源のひとつであることは「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」の結果からもうかがうことができます。家族会がこれまで以上に有効な居場所となるよう、活動の場となる生涯学習市民センターの使用料の減免や積極的な周知・案内などを通して家族会の活動を支援し、引き続き、家族会からの協力を得ながら施策のさらなる推進を図ります。

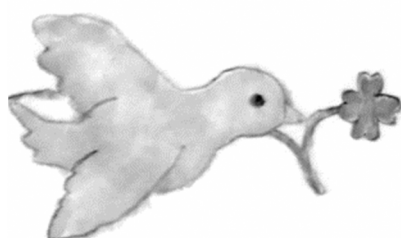
相談先

不登校・ひきこもりの家族会

詳細は43ページのコラム6に掲載

●ひきこもり等子ども・若者相談支援センターで開催する「家族の会」の充実

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者を対象に同じ悩みをもつ家族の相互理解や交流を目的として、「家族の会」を実施しています。引き続き、ひきこもり状態にある本人をその家族が安心して支えることができるよう、家族同士でつながる場としての「家族の会」の充実を進めます。



コラム6

当事者としての家族の居場所 ～枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会～

不登校やひきこもりの支援においては、家族会が大きな役割を果たしています。

同じ立場の家族どうしだからこそ、お互いに分かり合えて気持ちを支え合えるという役割と、支援の情報や子どもを理解するための知識を共有する役割があると言われていました。

枚方市内で活動するひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」を紹介します。

【つばさの会大阪】（世話人：城、090-1674-3398、対象：家族）

私たちの団体は引きこもりの若者を持つ約20家族が集まりその解決を目指して情報の交流をするために発足しました。NPOになったのは2005年3月でしたが、その前から大阪市を拠点に活動していました。

毎月第3日曜日1時～5時にサブリ村野で交流会をおこなっています。

年会費5000円、月会費は参加の都度1000円です。

【イシス大阪家族会】（世話人：山根、06-6696-0967、対象：家族）

「ひきこもる」というかたちで社会と距離を置く若者の親が、「心配」や悩みを語りホッとする場として2012年11月に発足した自助組織です。枚方で若者支援をしていた「情報センターISIS大阪」の閉鎖で、参加していた親たちが自主運営の家族会を立ち上げました。

毎月第2日曜日にサンプラザ生涯学習市民センターで開催しています。

参加費500円です。

【登校拒否を克服する会北河内交流会】（世話人：古庄、072-859-7756、対象：家族）

登校拒否やひきこもりで悩んでいる親たちが悩みを語り合い交流し学びあい、子どもや青年たちの自立に向けて安心できる教育・社会環境づくりを目指すことを目的として、1992年6月に発足しました。さだ生涯学習市民センターで偶数月の第3日曜日1時～5時に開催し、奇数月は大阪市内で開かれる「(大阪府)登校拒否を克服する会」に参加します。

交流会参加の都度500円です。

【みんなで作る学校とれぷりんか】（世話人：中川、072-826-3552、対象：家族・本人）

ひきこもりやニート、不登校など、さまざまな悩みを抱える子供や若者たちの自立支援を目的に、平和・福祉・人権・環境をテーマに多くの専門部（サークル）を結成し、多様な社会貢献活動を通してメンバー自らの力で立ち上がっていく力を育成しています。

活動日は月・水・金の18時～20時30分です。家族・本人の相談も受けています。

子ども食堂やいきいき広場の活動にも参加しています。

施策目標4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実

☆施策の推進方向

(1) 多様な就労支援・体験プログラムの実施

●就労準備のための訓練メニューの提供、市内企業等における就労体験の場の開拓

働く意欲がありながら、さまざまな理由で仕事に就くことができない人に対して、就労相談や就労に向けた講座・セミナーの開催などを実施する枚方市地域就労支援センターや、就労についての悩みを持つ若者に対して、相談者のニーズや状況にあわせて就職活動の相談支援を行う北河内地域若者サポートステーションと連携して、一人ひとりに合った就労支援を行います。

就労体験については、北河内地域若者サポートステーションで職場体験・就労支援事業を実施している他、枚方市自立相談支援センターなど本市で実施する就労準備支援事業でも、地域や商店街と連携した職場体験等を実施しています。今後も、引き続き、市内の事業所や事業者団体にも積極的に働きかけ、北河内地域若者サポートステーションや枚方市自立相談支援センターとも連携して、就労体験の場を提供してもらえる事業所の開拓に努めます。

●市役所や関係機関における職場実習先の拡充

現在、市役所内の各職場で、一般就労を希望する障害者の就労訓練の機会の場として、障害者庁舎内実習が行われています。同じように若者支援の実習の場として利用できないか、北河内地域若者サポートステーションや枚方市自立相談支援センターとも連携して検討を進めます。

コラム7

社会参加という居場所の先にある就労 ～生活困窮者等就労準備支援事業～

働きたいけれども直ちに就労が難しい場合、例えば人と関わる事が不安、一定時間外出できる基礎体力がない、働く事について現実的なイメージが描けない等、そんな困り事がある場合は就労を始めるより先に、どのような仕事でも必要とされる力「就労準備性」を育む事が効果的だと考えられています。

準備支援では準備性を育むべく、地域や商店街の協力を得て次のような取り組みを実施しています。

まず軸となっているのは地域のコミュニティカフェです。参加者は最初、ここを外出機会としてお茶を飲みに通います。少し雰囲気慣れて来ると、他の参加者と協力して地域のお客様への接客・キッチン保守清掃を手伝うようになります。その内、商店街や地域の方々と親しくなると催事のチラシ配布、スマホの使い方相談など支援員と一緒に様々な地域のお手伝いに取り組んで沢山の「有難う」を貰います。

そして、多くの出会いや生活・就労経験を通して「社会に参加するのって悪くないな」と思えた先の選択肢のひとつとして就労に至られた参加者は、職場でも安定定着される方が多いと感じます。



相談先

健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口
北河内地域若者サポートステーション

連絡先は52・53ページに掲載
詳細は45ページのコラム8に掲載

☆施策の推進方向

(2) 個人の特性に適した就労支援と職場開拓の推進

●的確なマッチングの推進と雇用企業開拓の推進

本市では、合同就職面接会等を開催し、市内の中小企業と若者人材のマッチングの場を提供しています。今後も若者と企業とのマッチングの場の提供を進めるとともに、困難を有する若者の雇用について、企業等への啓発と理解を進め、個々の特性に応じた仕事の開拓についても、理解・協力してもらえよう努めます。

また、ひきこもり等の困難を有する状態の背景には、障害があることも少なくはなく、障害者雇用を活用した就労の支援についても、ハローワークや枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して取り組みを進めます。

☆施策の推進方向

(3) 安定的就労のための継続的な支援の推進

●就労が定着するまでの継続的な支援の推進

いったん就労した若者でも、就労定着には課題があり、継続的な支援が必要です。北河内地域若者サポートステーションで就労定着のための定着・ステップアップ事業が行われていますが、継続して実施するとともに、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでも、就労に向けて次のステップに進んだ後も、定期的に面談を行うなど、定着するまでの継続的な支援を行います。

●専門技術等習得への支援

府立高等職業訓練校をはじめとした職業訓練の場の情報提供を行うほか、北河内地域若者サポートステーションとも連携し、職業適性検査等も行いながら、それぞれの若者の個性等を勘案したアドバイスを行います。枚方市地域就労支援センターや北河内地域若者サポートステーション、ハローワークが行う講座やセミナーについても積極的に紹介します。

高等学校卒業程度認定試験は、合格すると大学や専門学校の受験など進路についての選択肢が広がり、それは就労に向けた選択肢の広がりにもつながります。これらについて適切な情報収集と、積極的な情報提供やアドバイスに努めます。

コラム8

一人ひとりに合った就労支援 ～北河内地域若者サポートステーション～

就労に悩みを持つ15～49歳の若者を対象に就労支援を行っています。キャリアコンサルタントが一人ひとりの状態に応じた相談を受け、個別面談や、就活プログラム（自己PR、コミュニケーションセミナー、適性検査など）、企業での職場体験等で就職を目指します。希望により、就職後の定着支援も行います。

料金は無料です。厚生労働省・大阪労働局からの委託を受け、一般社団法人ステップフォワードが運営しています。

月曜～金曜、午前9時～午後5時30分。

◎北河内地域若者サポートステーション TEL/FAX 072-841-7225



☆施策の推進方向

(1) 義務教育期間における不登校対策の推進

●各種計画等における取り組みの推進

義務教育期間における不登校の子どもに対する支援については、第2期子ども・子育て支援事業計画や教育振興基本計画等に盛り込まれており、各種計画が整合性を図りながら、さまざまな取り組みを行っています。特に、長期にわたって学校へ行けていない不登校の子どもに対しては、例えば、ヤングケアラーのような不登校の要因となりうる複合化・複雑化した課題を抱える子どもと同様に、教育分野の取り組みだけではなく、福祉分野における支援制度や関係機関につなげることが大切です。子どもの未来応援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と細やかな連携を図るとともに、令和4年度から運用を開始した「子ども見守りシステム」を活用しながら、困難を有する子どもたちの課題の早期把握や、それぞれの個性に合わせた課題の解決に資するよう取り組みます。

また、令和4年8月に策定した「不登校支援ガイド」や「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」には、子どもが不登校になった際の相談窓口や民間施設との連携の在り方などが示されています。これらのガイド等を広く周知し、学校への復帰以外の選択肢を含め、一日でも早く社会との関わりを取り戻せるよう支援していきます。

●進学等、環境の変化時における円滑な移行や長期的な視野を持った細やかな支援

義務教育9年間を見据えた指導を行うため、小・中学校が連携し、授業や行事における交流を通じて小学校生活から中学校生活へ円滑に移行できるよう支援しています。

市内中学校と高等学校との連携による情報交換と課題の共有化を図り、高等学校までの連続性を考慮した支援を行うとともに、公的機関やNPO等の相談窓口・支援団体の情報を中学校や高等学校に提供し、情報が届くように努めます。

「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」においては、不登校になったことのある人の半数が中学校に通っていた頃に不登校になったと回答しています。今後の進路や将来の就労にもつながる大事な時期であり、例えば、スクールソーシャルワーカーをはじめとした専門家が長期的な視野を持ってより細やかな支援を行えるよう検討するなど、特に中学校での不登校に焦点を当てた取り組みに努めます。

相談先

子どもの笑顔を守るコール
枚方公園青少年センター <青少年相談>

連絡先は52・53ページに掲載

コラム9

学校に行きたくても行けない子どもたちの心の居場所 ～ルポ～



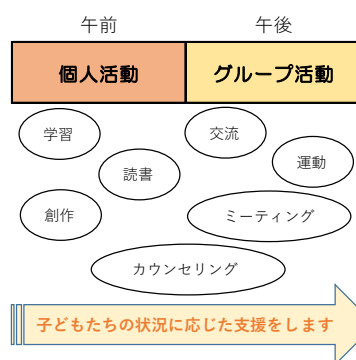
申し込みは在籍している
小中学校まで

市内在住の不登校の児童・生徒に対して、学校と家庭の間的な「心の居場所」として、教育文化センター内に「ルポ」があります。

午前中は子どもたちの自己決定を大切にした自学自習や個人活動（読書や絵を描くなど）、午後はグループ活動を行います。グループ活動は主にソフトドッジボールやバドミントン、卓球などを中心に身体を動かしています。年に数回、理科の実験や物づくりなどの教育講座も行います。キャンプやウォークラリー、馬との触れ合い等、教室外で活動することもあります。

また、児童・生徒に対して週1回、保護者には月1回のカウンセリングで心のケアも行っています。

安心してありのままに過ごせる環境での活動を通して自信と元気を回復し、学校復帰、社会的自立をめざしています。



☆施策の推進方向

(2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

●高等学校以降においても支援が途切れることのない体制の構築

中学校卒業後や高等学校を中退して以降、ひきこもりの状態が続いている子ども・若者や義務教育期間中から不登校で進学しなかった子ども・若者については、所属機関が無くなることにより、支援が届きにくくなるのが課題となっています。高等学校をはじめとした関係機関において、有効な支援策などを議論する場の設置について検討するなど、こうした課題の解消に向けた取り組みを進めます。

●個人の特性に応じた学校選択の支援及び学びなおしができる場の周知

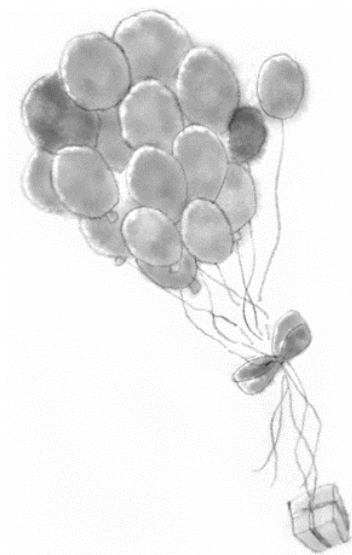
全日制高校への進学が叶わなかった、また、中退するに至った若者の多くが、通信制や定時制高校を選択しています。学校によってスクーリングのあり方など特徴が異なり、せっかく選んでも卒業に結びつかなかった例もあります。各通信制高校や定時制高校、通信制高校への通学を支援するサポート校等の情報を集め、本人の特性に合った学校選択の支援を行います。

また、ひきこもりや不登校など、何らかの事情により学習との関わりが途切れたことによる基礎学力の習得が不十分な子ども・若者の学びなおしの支援として、市内6か所で行われている、枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」や学習支援に取り組んでいる NPO 等と連携し、積極的な情報提供に努めます。

義務教育後の進路を考えると、選択肢はひとつではありません。「この道しかない」と思うと、なんだか窮屈で、それ以外の道に進むことが不安になることもあるのではないのでしょうか。

進路のひとつである高等学校への進学にも、さまざまな形があり、それぞれの特徴があります。その中のひとつに“通信制高校”があります。通信制高校は、スクーリング、レポート、テストの3つで学習を進めます。決められた単位を修めることで卒業となります。登校（スクーリング）が週に2、3日や年に数日の集中型であったり、多種多様な講座が受けられたりと、それぞれの学校によって特色や工夫があり、自分のペースに合わせて学ぶことができます。

さまざまな事情を抱えながら進路を考える時、その子どもたちの思いや可能性が、未来につながるための選択肢があることを知っておいてほしいと思います。



基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備

☆施策の推進方向

(1) ひきこもり等への正しい理解の促進

●ひきこもり等に関する啓発活動の推進

ひきこもり等の状態にある子ども・若者やその家族が偏見や差別を受けないよう、「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」を踏まえ、市民連続講座やシンポジウム等を開催し、ひきこもり等に至る背景など子ども・若者の多様性に対する理解の浸透を図ります。また、職員による出前講座などの講演・啓発等も行い、出来るだけ多くの市民に正しく理解してもらえよう、オンラインの活用も含めた情報発信に努めます。

また、サポートフレンド養成講座を開催することで、ひきこもり等の現状に対する理解者を増やし、ひきこもり等の状態の子ども・若者とその家族を社会全体で見守る環境を醸成します。

☆施策の推進方向

(2) さまざまな人とのふれあいの中で多様な体験ができる機会づくり

●すべての子ども・若者を対象とした地域の中での交流の推進

枚方子どもいきいき広場事業や子どもの居場所づくり推進事業、子ども会活動、地域教育協議会など地域と一体となった交流の機会や、枚方公園青少年センターや生涯学習市民センターにおける事業などを通じて幅広い世代の人たちとふれあい、体験から得る協調性などの社会性を身につけることができるよう支援します。

また、子どもをとりまく地域環境についても、幅広い年代のさまざまな職業に就く市民が関わることにより、多様な体験の機会を作るとともに、困難を有する子ども・若者に対する理解の共有を広げ、包摂する社会の醸成を促します。

☆施策の推進方向

(3) キャリア教育・職業教育の推進

●各学校における発達段階に応じたキャリア教育の推進

キャリア教育の理解を深めながら、子どもたちが望ましい職業観を持ち、自分にあった職業を見つけられるよう、小学校から中学校まで、また高等学校までを見通しながら総合的な学習の時間・教科・道徳・特別活動・学校生活等において、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえたキャリア教育の推進に努めます。

●行政、民間事業所等へのインターンシップ（職業、職場体験）受け入れの推進

子ども・若者自身がやりたい仕事を見つけることを大切にしながら、身近にある企業や行政などにおいて職場体験ができるよう、各関係機関にこれらの意義の周知と協力依頼を推進します。

☆施策の推進方向

(4) メンタルヘルスケアの必要性の啓発

●メンタルヘルスケア推進のための啓発と環境づくり

「ひきこもり・不登校等に関するアンケート調査」では、ひきこもりになったきっかけとして、「学校になじめなかった」「いじめ・いやがらせ」「人間関係がうまくいかなかった」などの回答が寄せられ、大きな精神的ストレスを抱える若者の実情がうかがえます。また、「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用している若者へのアンケート調査」では、ひきこもりの原因やきっかけとして、「こころの不調・病気・障害」が最も多くをしめていたことから、ひきこもりや生きづらさの背景として精神疾患やメンタルヘルスの不調があることが考えられます。

このような状況の中、市内小学校や中学校においては、心の教室相談員やスクールカウンセラーなどによる相談体制を構築し、子どもやその保護者に対するメンタルヘルスケアに取り組むほか、枚方市保健所においては、主に思春期・成人以降のこころの健康相談を行うなど、メンタルヘルスケアの推進に取り組んでいるところです。

今後も、メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発するとともに、これからの社会を支え、担っていく貴重な存在として若者を育てていくという社会風土の醸成と環境づくりに努めます。

コラム 11

相談支援の例 「若者本人を支える家族を社会で支える」

本人は、20歳代男性。高校より不登校で、そのままひきこもり状態となりました。家族とはコミュニケーションはとれていますが、将来の話になると部屋にこもってしまい、イライラした様子を見せます。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下、センター）にて、月に1回、母との面談を始めた当初、母はセンターに対し、“何とかしてほしい”と焦りの気持ちを訴えていました。センターが本人と関わるためには、まずはセンターのことや母が相談に行っていることを本人に伝えてもらえないかと提案するも、母は拒否的で、本人と向き合うことへの苦しさを感じられました。そこには本人からの反応に対する恐怖心や、本人への遠慮や罪悪感があるようでした。

母自身、厳しく育てられたとのことで、本人に対して求めるハードルが高く、世間からの評価をととても気にするところがありました。面談と並行して、母は家族会に参加し始めました。その中で、母の複雑な思いを周りの人から理解してもらったり、母自身の価値観について気づいたりする体験を重ねることで、少しずつ母の抱えていたものが軽くなっていくようでした。

母からの紹介で本人がセンターにつながった頃、母はもっと自分自身の時間を楽しもうと趣味を再開され、それが本人とのよい距離感にもつながっていきました。

若者本人はもちろん、ご家族も、さまざまな葛藤と複雑な感情を抱いておられます。そんな時、地域社会全体がその家族に思いを寄せ、抱えているものを持ち合うことができれば、それは子ども・若者への応援となるのではないかと思います。

となとな

子どもの育ち見守り室となとな
“いつでも「となり」にいますよ”

相談先

こころの健康相談

連絡先は52・53ページに掲載

☆施策の推進方向

(1) 切れ目のない支援を行うためのネットワークの構築

●より実効性のある支援の実施

さまざまな状況のひきこもり等の子ども・若者に対して適切な支援が行える体制づくりとして、平成30年3月、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を「枚方市子ども・若者支援地域協議会」に位置づけ、各機関等が顔の見える関係を築いてきました。

引き続き、定例的に会議を行い、各機関等がより一層、顔の見える関係を築くとともに、いわゆる縦と横のネットワークが有効で、さまざまな状況のひきこもり等の子ども・若者に対し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりを目指します。

また、同協議会で検討し、より実効性のある支援策がまとめられた場合、速やかに実現できるよう機関どうしの協力体制の強化を目指すとともに、庁内組織である「子ども・若者育成計画推進委員会」や附属機関の「枚方市青少年問題協議会」などから、必要な助言を得て施策の推進を図ります。

コラム 12

必要としている人に適した情報を届けるための、
顔の見える関係づくり
～枚方市子ども・若者支援地域協議会～

枚方市子ども・若者支援地域協議会では、2か月に1回実務者会議（ひきこもり等地域支援ネットワーク会議）を開催し、情報交換やスキルアップを行い、必要としている人に適した情報が届けられるように顔の見える関係づくりをしています。

子ども・若者支援のための市民講座
これからの若者支援
～本人も家族も孤立しないために～

後日
オンライン
配信あり

第1部 講演「若者の孤立とつながり ～沖縄での実践から～」
金城 隆一さん 特定非営利活動法人 沖縄青少年自立支援センター 理事長

第2部 枚方市内の窓口の紹介 (詳細要綱)

会場開催
日時：2021.12.18 ④ 13:00～16:00
場所：ラポールひらかた 大研修室 枚方市新町2丁目1番25号
参加費：無料
★申し込み 12月1日(水) 10:00～ 先着50名 下記、問い合わせ先へ、氏名・電話番号・講座名を明記し、電話・電子メール・ファックスにて。
※手話通訳もご希望の方は、12月3日(金)までにお申し込みください。
※新型コロナウイルス感染症予防対策を実施し開催します。
※天候の影響、急病、急用のため、実施が中止となる場合があります。動画配信は実施いたします。

動画配信
配信期間：2021.12.27 ⑤ ～ 2022.1.31 ⑥

枚方市子ども育成見守りセンター TEL: 050-7102-3228 FAX: 072-846-7952 E-Mail: kodomocenter@city.hirakata.osaka.jp

枚方市子ども・若者支援地域協議会に参加する構成機関との連携のひとつに、市民講座があります。さまざまな困難を有する子ども・若者とその家族が孤立しないために、市内の支援情報を早期に周知することを目的とした講座です。また、ひきこもり状態には、さまざまな背景があり、若者個人や家族だけが背負う問題ではなく、その若者が社会につながり、自分らしい自立ができるように応援している人が枚方にはいますよ、というメッセージも込められています。

令和3年度の市民講座では、「枚方市内の窓口の紹介」として、会場での開催と動画の配信により支援情報の発信を行いました。これは実務者会議の中で企画し構成機関の皆さんの協力を得て実現したものです。

↑ 令和3年度の市民講座のちらし

相談先一覧

子ども・若者のみなさんやご家族が、身近に相談できる場所がたくさんあります

☆ひきこもり等子ども・若者相談支援センター☆

おおむね 15 歳から 39 歳までの本人、家族等を対象に、ひきこもり、ニート、不登校に関する相談をお受けし、継続して対応方法や支援を一緒に考えていきます。必要に応じて、より適した支援機関等におつなぎします。次のステップとしての居場所支援や家族の会も行っています。

◎Tel072-843-2255（相談専用） / FAX072-846-7952

☆いきいきネット相談支援センター☆

福祉や地域の情報に詳しいコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、福祉に関する困りごとの相談をお受けします。

◎社会福祉協議会

ラポールひらかた内 Tel072-807-3448/FAX 072-841-0182

ルファルひらかた社協内 Tel072-856-9155/FAX 072-841-0182

☆健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談窓口☆

健康・福祉などのお困りごとを丁寧に聞き、制度やサービスを紹介したり適切な部署や関係機関におつなぎします。

◎Tel072-841-1401/FAX 072-841-5711

☆こころの健康相談☆

枚方市保健所では、こころの病（統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもりなど）についての相談を、精神科医、ケースワーカー及び保健師が行っています。

◎Tel072-807-7623/FAX 072-845-0685

☆枚方公園青少年センター〈青少年相談〉☆

おおむね 26 歳までの青少年、その保護者等を対象に、専門の相談員が、いじめ、不登校、ひきこもり、中途退学、人間関係等の青少年相談をお受けします。

◎Tel072-844-7830/ FAX072-843-4699

予約受付時間：9 時～17 時（第 4 月曜日、年末年始を除く）

◎メール sodan7830@city.hirakata.osaka.jp（問合せ専用）

相談先一覧

子ども・若者のみなさんやご家族が、身近に相談できる場所がたくさんあります

☆18歳未満の子どもの相談（家庭児童相談）☆

18歳未満の子ども、その保護者等を対象に、子どもとの接し方、親子関係、友達関係、発達、行動上の課題など、様々な相談に専門の相談員が応じます。

◎Tel050-7102-3221/FAX 072-846-7952

☆子どもの笑顔を守るコール☆

幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」を開設しています。いじめ専用ホットラインと教育安心ホットラインの2回線あり、学校のこと、友だちのことなど、心配なことがあれば、教員免許や臨床心理士の資格を持つ電話相談員が相談をお受けしています。平日（月～金）までの午前9時から午後5時まで。

◎いじめ専用ホットライン Tel072-809-7867

◎教育安心ホットライン Tel072-809-2975

■令和5年3月現在の市の事業名称・電話番号を掲載しています。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進と進行管理

本計画の実効性を高め、相談・支援などに関する施策を推進するため、取り組み状況について、年度ごとに把握、点検を行います。また、市長の附属機関である「枚方市青少年問題協議会」において確認を行い、その内容を市ホームページに掲載するなどにより、市民に周知します。加えて、本計画の3つの基本方向ごとに指標を設定し、計画の総合的な評価・検証を行います。

また、今後の国・大阪府の「ひきこもり」を始め困難を有する子ども・若者に関する施策の動向を注視し、社会・経済情勢等に柔軟に対応しながら、施策の見直しを行っていきます。

【指標1】関係機関等への情報発信およびひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける新規相談件数

現状値 (R3 実績)	目標値 (R9 実績)
関係機関等への情報発信 ー ※1 新規相談件数 82 件	関係機関等への情報発信 700 箇所 ※2 新規相談件数 550 件 ※3
(関連する基本方向) 基本方向 I : 困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化	
《指標の説明》 基本方向 I の取り組みを進めた結果、学校、地域、医療機関等の関係機関へどれだけ情報発信を行い、潜在的なひきこもり等のケースをどれだけ相談・支援につなぐことができたのかを測ります。	

※1 数値として把握していない ※2 令和5年度から令和9年度までの新規に情報発信した箇所数

※3 令和5年度から令和9年度までの累計値

【指標2】ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおける継続相談利用者のうち、初回来所時よりも自立の方向に変化した利用者の割合

現状値(R3 実績)	目標値(R9 実績)
「社会参加に向けた行動」において変化した利用者の割合 64.1% 「コミュニケーション(対人関係)」において変化した利用者の割合 67.0%	「社会参加に向けた行動」において変化した利用者の割合 70% 「コミュニケーション(対人関係)」において変化した利用者の割合 75%
(関連する基本方向) 基本方向Ⅱ: 困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立	
<<指標の説明>> ●基本方向Ⅱの取り組みを進めた結果、どれだけのケースが自立の方向に変化したのかを測ります。 ●“居場所支援への参加など社会参加に向けた活動に取り組むことができる”や“就労等を開始することができる”など、「社会参加に向けた行動」を表す指標と、“家族以外の他者からの働きかけに応じることができる”や“小集団の中で主体的に必要なコミュニケーションができる”など「コミュニケーション(対人関係)」を表す指標の、二つの軸で『自立』を示しています。	

【指標3】ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの認知度および新規相談者のうち関係機関からの紹介によって相談につながった人数

現状値(R3 実績)	目標値(R9 実績)
センターの認知度 33.7% ※4 関係機関からつながった人数 31人	センターの認知度 50% 関係機関からつながった人数 250人 ※5
(関連する基本方向) 基本方向Ⅲ: 子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり	
<<指標の説明>> 基本方向Ⅲの取り組みを進めた結果、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターがどれくらい市民に浸透しているのか、また、関係機関におけるネットワーク連携の成果がどれくらい表れているのかを測ります。	

※4 R4 枚方市市民意識調査による数値

※5 令和5年度から令和9年度までの累計値

參考資料

1. 枚方市青少年問題協議会への諮問書

子 青 第 4 3 4 号
令和4年(2022年)6月28日

枚方市青少年問題協議会 会長 様

枚方市長 伏見 隆

「(仮称)第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定について(諮問)

標題の件に関し、「(仮称)第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定について、地方青少年問題協議会法(昭和28年7月25日法律第83号)第2条第1項第1号に基づき、諮問します。

2. 枚方市青少年問題協議会への答申書

令和4年(2022年)11月10日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市青少年問題協議会

会長 飯田 香織

「(仮称)第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定について(答申)

枚方市青少年問題協議会は、令和4年(2022年)6月28日付、子青第434号で「(仮称)第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定について諮問を受け、本協議会で、ひきこもり等の子ども・若者の支援に関する取り組みについて、3回にわたり、審議した結果、別添「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)(案)」のとおり答申します。

3. 子ども・若者育成支援推進法

○子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日)

(法律第七十一号)

第七十一回通常国会

麻生内閣

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

令和四年六月一七日同第六八号

同四年六月二二日同第七七号

子ども・若者育成支援推進法をここに公布する。

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 削除

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(令四法七七・一部改正)

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての

- 自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

（令四法七七・一部改正）

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行わ

れなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(令四法七七・一部改正)

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(令四法七七・一部改正)

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協

力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ど

も・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

(令四法七七)

第二十六条から第三十三条まで 削除

(令四法七七)

第五章 罰則

第三十四條 第二十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)

抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

4. 地方青少年問題協議会法

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)

(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

Ⅰ この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、総務庁設置法(昭和三十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和三九年七月一日)

(経過措置)

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものと

する。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日=平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

5. 枚方市青少年問題協議会条例

○枚方市青少年問題協議会条例

昭和41年8月6日

条例第37号

改正 平成12年9月26日条例第39号

平成16年3月15日条例第6号

平成19年3月9日条例第1号

平成26年3月11日条例第5号

[題名改正]

令和4年6月16日条例第20号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平12条例39・平26条例5・一部改正)

(組織)

第2条 協議会の委員の数(会長である委員の数を含む。第5条第2項において同じ。)は、16人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の所掌事務に関し市長が適当と認める者

(平26条例5・全改)

(委員の委嘱)

第3条 委員の委嘱期間は、2年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内)とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(平26条例5・追加)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平12条例39・平16条例6・平19条例1・一部改正、平26条例5・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長(会長が定められていない場合にあつては、市長)が招集する。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第5条第2項の規定の例による。

(平26条例5・旧第4条繰下・一部改正、令4条例20・一部改正)

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平26条例5・追加)

(幹事)

第7条 協議会に、専門の事項の調査及び協議会の所掌事務について委員を補佐させるため必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、幹事について準用する。

3 幹事は、会長の求めに応じ、協議会の会議に出席し、意見の具申等を行うことができる。

(平12条例39・一部改正、平26条例5・旧第5条繰下・一部改正)

(関係者に対する協力要請)

第8条 協議会は、所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(平26条例5・追加)

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(平26条例5・追加)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平12条例39・旧第7条繰上・一部改正、平26条例5・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則[平成12年9月26日条例第39号]

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則[平成16年3月15日条例第6号抄]

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[平成16年規則第17号で、同16年4月1日から施行]

附 則[平成19年3月9日条例第1号抄]

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則[平成26年3月11日条例第5号]

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による改正前の地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。)第3条第2項の規定により会長に充てられている者は、改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成27年8月31日又はその者の長としての任期の末日までのいずれか早い日までは、会長とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧法第3条第3項の規定により委員に任命されている者は、改正後の第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の委嘱期間は、平成27年8月31日までとする。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定による副会長である者は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による副会長とみなす。

附 則[令和4年6月16日条例第20号抄]

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

6. 枚方市青少年問題協議会委員名簿

○枚方市青少年問題協議会委員名簿 (※1)

(区分別・五十音順、敬称略)

氏名	所属等	区分
飯田 香織 (会長)	大阪国際大学講師	学識経験者
野澤 征子	NPO 法人キッズナビわかば副理事長	
荒 義重	枚方市民生委員児童委員協議会副会長	関係団体を代表する者
川元 大生 (※2)	枚方市青少年育成指導員連絡協議会副会長	
栗村 由美子	枚方市PTA協議会子ども人権啓発委員会委員長	
寺島 正彦 (※3)	枚方市青少年育成指導員連絡協議会副会長	
山中 昌生	枚方市立小学校長会代表	
山本 俊夫	枚方市立中学校長会代表	
渡辺 道男 (副会長)	枚方・交野地区保護司会社明部副部長	関係行政機関の職員
池田 信幸	枚方公共職業安定所所長	
長谷川 元	枚方警察署生活安全課長	
花房 昌美	大阪精神医療センター児童思春期診療部主任部長	
平井 貴之	交野警察署生活安全課長	
平岡 香子	枚方高等学校長	

(※1) 令和4年6月28日～令和4年11月10日(計画策定の諮問期間)

(※2) 任期: 令和4年8月5日まで

(※3) 任期: 令和4年8月5日から

7. 枚方市子ども・若者支援地域協議会名簿

○枚方市子ども・若者支援地域協議会代表者会議構成機関（令和5年3月現在）

- ・枚方市 子ども未来部 子どもの育ち見守り室
- ・枚方市 観光にぎわい部 商工振興課
- ・枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課
- ・枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室母子保健課
- ・枚方市 健康福祉部 福祉事務所健康福祉総合相談課
- ・枚方市 健康福祉部 福祉事務所障害支援課
- ・枚方市 健康福祉部 福祉事務所生活福祉課
- ・枚方市 健康福祉部 保健所保健医療課
- ・枚方市 子ども未来部 子ども青少年政策課
- ・枚方市教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課
- ・枚方公共職業安定所
- ・大阪府中央子ども家庭センター
- ・大阪府枚方警察署
- ・大阪府交野警察署
- ・地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
- ・一般社団法人枚方市医師会
- ・枚方市民生委員児童委員協議会
- ・社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
- ・特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会
- ・枚方・交野地区保護司会
- ・枚方市青少年育成指導員連絡協議会
- ・枚方市 子ども未来部 子どもの育ち見守り室 子ども相談課【子ども・若者支援調整機関(事務局)】

○枚方市子ども・若者支援地域協議会実務者会議(ひきこもり等地域支援ネットワーク会議) 案内送付機関（令和5年3月現在）

- ・枚方公共職業安定所
- ・大阪府中央子ども家庭センター
- ・地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
- ・枚方市民生委員児童委員協議会
- ・特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会
枚方市地域就労支援センター

- ・ 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
枚方市いきいきネット相談支援センター
- ・ 一般社団法人ステップフォワード
北河内地域若者サポートステーション
枚方市就労準備支援事業担当
- ・ 三島地域若者サポートステーション
- ・ OSAKA しごとフィールド(JOB カフェコーナー)
- ・ 枚方市障害者自立支援協議会幹事会
- ・ 枚方市障害者就業・生活支援センター
- ・ LITALICOワークス枚方
- ・ d-career(枚方駅前オフィス)
- ・ 訪問看護ステーション デューン京阪
- ・ 特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター
- ・ 大阪府立寝屋川高等学校(定時制の課程)
- ・ 大阪府立大手前高等学校(定時制の課程)
- ・ 長尾谷高等学校
- ・ 近畿情報高等専修学校
- ・ あおい教育支援グループ
- ・ 枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会
- ・ 株式会社京阪毎日舎
- ・ 大阪府中小企業家同友会・枚方寝屋川交野支部
- ・ 枚方市 観光にぎわい部 商工振興課
- ・ 枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課
- ・ 枚方市 健康福祉部 福祉事務所
健康福祉総合相談課
障害支援課
生活福祉課
- ・ 枚方市 健康福祉部 保健所 保健医療課
- ・ 枚方市 子ども未来部 子ども青少年政策課
- ・ 枚方市 子ども未来部 枚方公園青少年センター
- ・ 枚方市教育委員会 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課
- ・ 枚方市 子ども未来部 子どもの育ち見守り室 子ども相談課
(ひきこもり等子ども・若者相談支援センター)【子ども・若者支援調整機関(事務局)】

8. 枚方市子ども・若者育成計画（第2期）策定の経緯

年月	青少年問題協議会 （附属機関）	子ども・若者育成計画推進委員会 （庁内）	主な審議事項	調査・市民周知等
令和4年6月	第1回協議会 【諮問】 (6/28)	第1回幹事会 (6/10) 第1回委員会 (6/22)	・子ども・若者育成計画の策定と 骨子案について ・ひきこもり・不登校等に関する アンケートについて	6月～8月にかけて、 「ひきこもり等地域支援ネット ワーク会議」の参加機関で計 画の策定について、意見交換
令和4年7月				7月～8月にかけて、 本市が市内の家族会対象に 「ひきこもり・不登校等に関す るアンケート調査」実施
令和4年9月	第2回協議会 (9/27)	第2回幹事会 (9/5) 第2回委員会 (9/12)	・ひきこもり・不登校等に関する アンケート調査結果について ・子ども・若者育成計画の素案に ついて	
令和4年10月		第3回幹事会 (10/17) 第3回委員会 (10/24)	・子ども・若者育成計画の案に ついて	「ひきこもり・不登校等に関す るアンケート調査」調査概要の 公表
令和4年11月	第3回協議会 (11/4) 【答申】 (11/10)		・子ども・若者育成計画の案に ついて	
令和4年12月				パブリックコメント実施 (12月7日～12月26日)
令和5年1月		第4回委員会・ 幹事会【合同開催】 (1/23)	・子ども・若者育成計画の案に ついて	パブリックコメントの意見集約
令和5年2月				パブリックコメントの意見公表
令和5年3月	子ども・若者育成計画（第2期） 策定			

枚方市子ども・若者育成計画
第2期
令和5（2023）年3月

発行 枚方市子ども未来部子ども青少年政策課
枚方市大垣内町 2-1-20
電話 072-841-1375
FAX 072-843-2244
E-mail kodosei@city.hirakata.osaka.jp